

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番。1、地域活性化について。2、環境美化について。3、合併問題について。

以上3件について、14番 森温繁君。

〔14番 森 温繁君登壇〕

14番（森 温繁君） 議長への通告どおり、順次質問してまいりたいと思います。何せ2年ぶりの一般質問でございますので、よろしく申し上げます。

まず、地域活性化について。

ここ数年不況続きで、各地域でもこの不況を打破するためにいろいろな手法を凝らしております。この1番目に取り上げている地場産品については、当時、第1回目の地場コンテストを起こした経過というのは、来てくださったお客様に対し、下田の産品を提供し、ああ、下田ってこんなおいしいところがあるんだなというようなイメージのアップのためにやってきた経過ですが、最近では各地域、ご当地の地場産品を掘り起こし、なおかつ地元の人に喜んでもらい、観光客にも喜んでもらう、ひいては雇用対策で地域の活性化を図っているのが各地域に見られます。

第1回目の地場産品コンテストの中で選ばれた作品は、昭和60年には19品目ございました。特に、下田の名物であるキンメを中心に、牛乳せんべい、それからサンマ寿司、それからアロエ茶、第1回目のコンテストということで、数多くの推奨品が出ております。それから、第2回目が昭和62年10月に行われたコンテストでは、やはり漁協のアマメとか、それからキンメの粕漬け等が出ております。3回目に行ったのが平成元年の10月に行っております。ワサビのところてん。4回、5回と、平成5年には4回目、平成14年には、今の市長になってから、第5回目のコンテストを開いております。

このコンテストで優秀な作品というんですか、地域に合ったものを選定しながら選ばれた

のが下田の推奨品でございます。その推奨品がうまく活かされているのか。今、推奨品をもらった作品と申しますか、製品がどのように活かしているのか、これが非常に問題でありまして、問題と申しますか、うまく活用されていないんじゃないかというのが自分の実感でございます。

この推奨品をうまく販売する方法、例えばよく皆さんも言われるんですけども、技術屋とか職人というのは、そこまで製品をつくるのは非常にたけているんですけども、販売能力がちょっと落ちるんじゃないかと、そんなことがよく言われております。

今、先頃から、先回の議会でも問題になりましたアンテナショップの中で、下田の製品をどのように売り出すかというような問題が起こったのを記憶しております。この推奨品のいいものをやはり売り出すべきが下田の今までの費やした費用と能力を發揮するのが一番ではなかろうかと思えます。

このほかにも、農産加工場にあります加増野のポーレポーレでやっているみそ、それからそば体験、特にみそなどは、加工するのに大豆が必要でございます。ですから、自然に休耕田を利用した中で、大豆の生産に結びつけばというねらいもあったと思えます。

それから、新世紀創造祭にもございましたキンメコロッケ、地元のキンメをいかに売り出したらいいのかというふうなキンメコロッケも生まれております。それから、個人の有志のグループでしょうけれども、「黎明」というお酒、それから紅茶、いろいろな作品が工夫をして出されております。最近では、目新しいのが、森町、イノシシの肉を利用してソーセージをつくる。そして、ホットドッグに使っているとか、それから藤枝ではやはり酒蔵が多いですから、地酒をうまく宣伝して、消費の販売につなげる。それから、伊東や熱海では、イカメンチとか魚コロッケ、そういうものを開発しながら、地域の活性化を図っているのが現状でございます。

こんな中、推奨品をうまく生かす、それから今後開発したものに対して推奨品をどのように与えるか。例えば、審査会を設けておいて、そのメンバーでこれは非常に地元の名物として売り出せるんじゃないかという審査に当てはまったならば、やはり推奨品を与えて、シールを与えて、販売させる方法もあるんじゃないかと思えますけれども、その辺の市長の見解をお伺いいたします。

それから、あじさい祭りについてです。

今、ご存じのように、下田公園であじさい祭り、開催されております。先日、メディアの中で下田のあじさい祭りが大々的に取り上げられまして、その直後ですか、土・日には、や

はり渡し船の中で1,400人余りの人間が利用しているようでございます。今のあじさい祭りを見ていますと、土・日が主力なんですけれども、昨年よりは利用者が多いようでございます。

花、この近郊で売り出しているのが、やはり河津桜が一番、南の桜、大変有名で、あれだけの集客を呼んでおります。下田のアジサイは、夏前といいますか、それから休みのとき、入梅の時期なもので、観光客が非常に割合少ない時期なものですから、思ったほどの人間が、観光客が来てないのが現状ではなかろうかと思えます。

でも、この1カ月の間、いかに利用して観光客に来てもらうのか。できるならば、宿泊客につなげる方法というのは、夜のライトアップが考えられないかということです。昼間の花のお客様というのは、どうしても日帰りが多い。夜、ライトアップすることによって、宿泊客につながる可能性は非常に大きいと思えます。下田の魅力を十分、それから1カ月間、アジサイの花を十分楽しんでもらう、大勢のお客さんに楽しんでもらうというのは、夜のライトアップが考えられると思えますけれども、その見解をお伺いいたします。

次に、伊豆諸島の交流についてお尋ねいたします。

現在、下田では、利島、新島、式根、神津島、4島の島を定期的にといいますが、年に1回ずつ交代で訪問しております。このツアーは非常に評判よくて、1日で満席になるほど、200何人の方が集まって、キャンセル待ちの状態でございます。

私たちも、有志の仲間では訪問の前日に島へ訪れ、島の議員さんたちと交流を図り、実態を調べてまいりますが、向こうの議員さん、地元の人たちの意向は、どちらかというと宿泊していただいたほうが島のよさを十分堪能できる。そして、経済効果も出ている。できるならば宿泊の形の中でツアーを組んでいただければ非常にありがたいですがというのが向こうの本音です。

ただ、この伊豆諸島の交流というのは、昔、伊豆諸島と言うぐらいですから、下田との交流は非常に盛んであった。ですから、親戚、それから昔からの取引、これを維持しているのは、やはり人間的な関係のつながりだと聞いております。どちらかという、船の開発、いろいろな面で、熱海、東京のほうへ現在の人たちは向いております。東京都から補助が出る。それから、船賃のいろいろな手当も考えている、船の時間帯、いろいろな面で、なかなか下田から離れているのが現状であります。ただ、このように、今でもこのようにつながっているのは、人間関係だと思えます。ですから、できるならば、より一層の交流を深めるために、1泊のツアーは組めないのか、お伺いいたします。

次に、環境美化について質問いたします。

平成16年9月の定例会でございますが、下田市は美しいまちづくりを推進する条例というのを制定しております。このきっかけになったのは、やはり市長に就任して、今の現在の市長が、朝、散歩する。歩いていくと、非常に犬のふんが多いということで、環境をきれいにしなければ観光客に喜んでもらえない。そういう意味の中から、美しい下田をつくるという発想のもとに、この条例ができたわけです。

ですから、いろいろなボランティアの人たちが、第1土曜日ですか、一斉に清掃をする日というのをつくった団体もあります。そして、従来よりいろいろな地域を守るという意味の中で、例えばサーフィンの団体が、自分たちのビーチをきれいにする、けがをしないように守っている、数十年続いている団体もあります。そして、個人で今は行っているようですが、鍋田の浜を毎日きれいにしている人もいます。朝早くマイマイ通りを通りますと、毎日のように清掃しているメンバーもございます。これはやはり観光客に喜んでもらう、きれいなところでなければお客さんに喜ばれないだろうと、みんな進んでやっている人たち、団体でございます。

つい先日、吉佐美の大浜のことなんですが、5月の連休に観光客というより、キャンプをしている仲間とトラブルがありまして、相手方は外人なんですけれども、水の問題、それからキャンプ禁止というか、違法な、異様なキャンプ状況なので、注意したところ、非常にトラブルがありまして、けがをした人間が出たと、地元の間が。いまだにそのけがを負わせた人は逮捕されておられません。見つかっておりませんが、何か外国人のようでございます。これは司法、警察の仕事ですから、大浜区としては、何とかしてもらいたいということで、司法にゆだねるしかございませんけれども、こういうトラブルを防ぐには、当面どうするのか。

県条例の中では、夏季はキャンプ禁止になっております。この夏季というのは、6月1日から9月30日でございます。でも、現実的に浜辺でキャンプを張っているのは各地域に見られます。大浜だけではございません。当時は、20数年前までですと、多々戸浜、それからその次の浜とか大浜とか、点々としているようでございます。それから、須崎にも見られます。田牛にも見られます。この浜のキャンプを禁止する方法は考えられないのか。

振り返ってみますと、もう30年ほど前になりますか、今のこの増田議長も我々青年団と一緒に活動したわけなんですけれども、当時、白浜の大浜、弓ヶ浜と非常にキャンプでごった返し、非常な若者のシンナーとかいろいろな問題がなりまして、それからそのキャンプを利

用している若者たちが船の板子、サクとかいろいろのを壊しながらたき火に使っていたというような状況がございまして、我々青年団は、土・日にグループをつくりながら、10数人でパトロールした経緯がございまして。そういう経緯を踏まえた中で、現在、白浜と弓ヶ浜は1年中キャンプができないようになっております。

今後、今問題になりました海浜地域、ビーチですね、要するに。そこで1年中キャンプができないようにする方法はないのか。県条例の中へ組み入れてもらうような運動を市長のほうからお願いしたいと思います。

現実には、これだけのいい浜辺を持っている観光地としてみれば、やはり海へ行ってみたいな、ああいうところでキャンプしてみたいなというのは、やはりお客さんの心情だと思えます。現実には、このビーチ近くにキャンプを持っているテントが可能な場所もございまして。大浜にも2カ所ございまして、14張りとか30張りできるような場所もございまして。こういうものを利用してやれば問題はないわけです。

確かにいい海をアピールする、来てみたい人たちの要望にこたえるのは、禁止、禁止ばかりではいかかかと思えます。そういう意味の中では、キャンプ場の確保も必要なことだと思えます。こういうのにできている場所もあるわけですから、とにかく浜辺では、ビーチではキャンプをさせない、この方向で進んでもらいたいと思えます。

また、このビーチを40数年来、もう第1日曜日に一斉清掃しているサーフィンのグループがございまして。このメンバーの中から、たしか市長のほうにも要望書が来ていると思えます。要望の中身については、ビーチにおいて年間を通じキャンプ、バーベキューの禁止、ごみの不法投棄で浜が汚れ、ガラス等で足を切るおそれがあるので、このようにお願いしたい。禁止、注意事項の外国語の看板を設置してもらいたい。トイレ、手洗いより水くみができないように工夫する。このトイレの水くみの中で、先回のトラブルがあったわけです。違法行為等発見時の連絡を明確に表示すると、このようないろいろな要望が来ておりますけれども、とりあえず今回、年間禁止にするのは、なかなか条例的なものもございまして、難しいですから、とりあえずキャンプ禁止の看板を設置したらいかがだろうかと思っております。その点いかがでしょうか。

次に、合併問題についてお伺いいたします。

昨日、2人の方が合併について質問がございましたので、大体のというよりは、私はダブらない程度の中で、この合併問題は、昨年、合併協を立ち上げるときに、やはり松崎が議会で否決した。住民の投票により、要するに同じテーブルに乗った経過がございまして。やはり

民意を尊重した中で、同じテーブルに乗らなければならない。確かに、各地域の議員さんにはいろいろな考えがございまして、合併協に、合併に対して賛成か反対かの意見は心の中にはありますけれども、やはり合併協を立ち上げた以上は、4つのまちでどのようにいいまちづくりをするのか、これが論議の同じテーブルに立ち、論議をする協議だと思えます。

報道の中では、合併協の会議は12回行われた。つい先日は、合併協の締め切りという意味ですか、廃置分合が壊れたので、解散というような方向の中で13回目の会合が行われましたけれども、そのほかにも小委員会、幹事会、部会等は数知れず、何十回も開いた経過がございまして。

この話し合いの中では、やはり自分たちの権利を主張するばかりでなく、譲り合い、譲歩しながら、いい方向に持っていこう。合併をしたならば、より一層住みやすいまち、生き生きとしたまちづくりをしようということで協議がなされたわけです。そして、協定項目ができ上がり、そして調印式もなされたわけで、この間に4市の首長さんは大変な苦勞をされてきたわけです。

特に、会長である石井市長も、より以上周りの動向を見ながら対処しなければならないから、3市の首長さんよりは、より苦勞されたと思えます。そのバックの中には、昨日の説明にもございましたように、議会の応援がバックにあったから、ある程度安心できたという表現もなされております。しかしながら、ご存じのように、破綻されたわけです、合併は。

では、これからの運営の中で、どうしたらいいまちづくりができるのか。考えられることは、協議事項でいい話し合いというのはできたと思えます。広域行政でやる仕事、それから職員間の中では、当時、14年頃、第1回目の合併が話があったときには、下田市は非常に借金が多いというような意見がある。今回の合併協の中で、いろいろな協議の中、あっ、下田の財政力というのはなかなかいいんじゃないかというのは、職員間で恐らく感じたと思えます。下田に対しての誤解というものがだんだん薄れてきた。そういう感覚を職員の間では幹事会、部会等で感じたと思えます。

ですから、せっかく培った4市町の連携、いろいろなものをやはり活用して、今後のまちづくりに生かすべきだと思えます。市長も、合併構想は壊れたが、4市町間では、これまで以上に連携と協調をもってやっていこうということで合意したと、この間の新聞報道にもなされております。今後、やはりまちづくりをしていくためには、4つの連携をとりながら、強いて言えば賀茂郡全体の中で、目を据えた中で、広域的な目を持って、下田の事業を展開していくのがよからうかと思っておりますけれども、この点の考えもお聞きしたいと思います。

す。

以上で主旨質問を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初の地域の活性化の中で、地場産品の問題、昭和60年から始まりました下田市の推奨品という制度が形骸化して今、いるわけであります。この議員の中の皆さん方のどのくらいの方がこの下田市の推奨品シール、どういうシールで、どういう製品につけられているかということを知っていらっしゃる方もそんなにたくさんいないんじゃないかなというふうに考えておりますが、当時は大変いい制度ということで、多くの地場産品、地場の商品開発をしている方が、やはり市の推奨というレッテルをいただくことがいかに観光客の皆さん方に好意で迎えられるかというようなことで、大変多くの方々が商品開発、あるいはもう既に製品化されているものにつきまして、この推奨品シールというのを求めるために、コンテストに参加をしていただいた経過があります。

今、議員がおっしゃいましたように、何年かやられた経過があったんですが、それがだんだん商品の数ももう限界というか、それほど新しい商品開発もできないという中で、少し忘れかけていたというふうに思います。

平成14年にこれがまた再開というか、やらせていただきまして、担当を下田商工会議所のほうにお願いをした経過がございます。このときにも、かなり久しぶりということで、多くの商品等が出てきたわけではありますが、その後、またやはり商品がなかなか開発されないという経過があったんだろうと思います。現実には昨年度の実績を見ますと、2つの商品だけしかこのシールを手にして、張って売るといような行為には出てなかったということを担当課のほうからも聞いておりますので、今回、議員がおっしゃるようなことは十分わかっておりますので、もう一度、当時、昭和60年からずっとこの推奨品に指定をされているところの商品が現実、生き残っているのか、あるいは、さらにそういうことを求められているのかということ商工会議所のほうにお願いしまして調べていただいて、またそういう復活ということであれば、コンテスト等をやる必要があるのかなというふうに考えているところであります。

特に、最近はこの推奨品というような言葉は、やはり下田市という名前が入っているシールでございますから、やはり行政が認めて、この地域の地場の商品だなということで推奨するということに対しましては、観光客の見る目だとか、味を見る目というのは肥えていま

すので、大変本物のお土産を買っていただけてつながってくるということを考えれば、これはぜひ見直しをしてみたいというふうに思います。

特に、最近では民間で独自に開発したもの、あるいは商標登録したもの、特にキンメダイとか水産物、あるいはミカン等の農産物を活用していくような動きも出てきておりますので、ぜひ考えてみたいというふうに思います。

それから、情報を発信するアンテナショップが今回できますので、そういう中で、そういう推奨品も含めた本物を売っていこうというような動きは、販路拡大にもつながってきますので、やってみたいと思います。

ちょうど1週間前に、静岡にいる私の同級生から物と手紙をいただきました。その方は、知り合いの方から下田へ行ってきたということで、下田のお土産というのをもらったそうなんですけど、それを見て、あるいはそれを味わって、こんなのが下田で売られているのかということに憤りを感じて、私のところに商品、あけた口のまものやつを手紙とともに、こんなことがあっていいのかと。もう少しやっぱり観光地として、行政として、責任を持ってそういうお土産等の管理に目を向けていただきたいというものが来て、ちょうどタイミングのいいそういうのが届いたもんですから、それを発行しているのは下田の業者さんじゃなくて、いわゆるお土産専門店で作っているのを下田土産として売っているわけでありまして、確かに内容的には、とても下田にいる人間とすれば、絶対買わないようなお土産だったんですが、観光客の方は、下田で売ってれば、ちょっと見た目で下田土産として買っていくと。それを手にした元下田の市民が憤りを感じて、手紙を私のほうへよこしたということもありますので、検討させていただきたい、こんなふうに思います。

加増野ポーレポーレの件でございますが、これにつきましては、平成18年度からこの施設を指定管理者として管理運営を地元の方々にお願いをしているわけではありますが、たまに私もそばを食べに行くんですが、最近、そばは大変うまいです。大変うまくなりました。あれはもうお客さんを連れて行っても、十分満足していただけるそばであろうというふうに思います。

その中で、平成20年度の実績を見ますと、そば打ち体験というのを大変売り出しているんですが、お客はあんまりありません。どっちかといったら、最初に売り出した当時と比べると、少し減ってきている傾向なんですね。地の利もあるでしょうし、下田へ来てそば打ち体験というのが、ソバの産地というようなイメージからすると、なかなか受け入れられない部分があるのかと思いますけれども、前年対比70.6%というそば打ち体験ということは、

約30%近くお客様が減っているということでございます。全売り上げの、ポーレポーレで売り上げをする中の19%ぐらいがそば打ち体験の料金で埋められております。

それから、みその話も出ましたけれども、みそをつくるために大豆栽培等をやられているわけでありまして、多分、施設的には大量生産ができないというところでございますけれども、このみそもうまいです。私のうちでは、発売されてからずっとポーレポーレのみそしか使っていません。米こうじだとか、何こうじだったかな、ソバこうじというのかな、そういうようなみそを混ぜ合わせて食べたりとか、黒大豆のあれがあったりとかということで、このみそは、やっぱり地場の商品とすれば、十分市民の方々にも味わっていただきたいと思っておりますし、お土産として使えるものではなかろうかというふうに思います。作り始めた当時と比べると、これも大変味はうまくなっておりまして、努力の結果が見られていると思います。

このみその販売も、全売り上げの16%ぐらいというところでありまして。常時、旬の里というところで常設で販売をしておる、あとはらくらというところでも売っておりますし、それからポーレポーレへ行きますと、もちろん直接販売しておりますので、ぜひ利用していただきたいというふうに思いますが、やはりこういうものも、製造したものがやっぱりある程度早目に使用していただかないと、みそもどんどん劣化していく状況でございますので、また皆さんの口コミでやっていただければというふうに思います。

あじさい祭りのライトアップの件のお話も出ましたが、実は七、八年前まで夜、夜間に見たいというようなこと、あるいは市内の商店街の方々が、旅館にいらっしゃる方が夜、このアジサイを見に来てくれることによって、若干潤いが出てくるんじゃないかというような要望等がありまして、園内の歩道沿いにちょうちんをつけたことがちょっとあったときもあります。

しかしながら、現実にあの自然いっぱいのアジサイ園の中で、ほとんどが昼間のお客様の中で、ちょうちんが自然物の中にぶら下がっているというのは、大変イメージ的にやっぱり悪いという逆効果も出てきまして、あるいは写真なんか撮るときに、せっかく自然いっぱいのアジサイの中で、人工的なちょうちんがもし写真に写るとよくないなというような観光客の声とか、そういう声がかんたん出てきまして、結果的に取りやめたという経過があります。

昨日も出ておりましたけれども、下田公園というのは、アジサイとともに下田城址というような、そういう歴史的な中で、これだけ自然を守ってきた経過がある公園でありますので、なるべく人工的なものは目立つような形にはしたくないという考え方が出ておりますので、

そういうことじゃなくて、足元灯を例えば見えないように人工的に照らすとか何とかというような方策とかということが、まだ検討する余地があるとすれば、考えてみる問題点でもあろうかというふうに考えています。

島の交流の関係ですけれども、これも平成15年からやっぱり島の、一番最初は新島の村長さんの思いを聞かせていただいて、下田が冷たいよと。全然島を向いてくれないという声から、交流をしていこうという思いが私のほうにも出てきまして、七島経済交流会の皆さんと相談して、では利島、新島、式根、神津、この4島を1年ごとに回るようなことを考えてみようかというところからスタートしたわけでありまして、大変今、人気になりまして、本当に今回の神津島も274名で行ったんですが、お昼過ぎにもう申し込みが満杯になるくらいで、キャンセル待ちが出るような今、状況下になっています。

これは、何でこんなに人気が出たのかなということを考えますと、今まで下田市民というのは、常に天気がよければ伊豆七島、目の前に見えるわけで、どこかに行ってみたいという気持ちがあった。しかしながら、今までの流れからすれば、どうしても神新汽船で行くしかない航路の中で、行くと、1泊をしなければならない。そうすると、海のことですから、自然環境の状況の中で、海が荒れて、もし次の日が船が出ないよとかということになる。それがもしかしたら2日3日続くということもあるわけですよ。そうすると、とてもそういう危険を冒してまで行けないなという声もあったわけでありまして、そういうところから、いろいろな手法を考えて、行きはとりあえず神新汽船で行っても、帰りは島の「にしき」をチャーターして帰って来ると、まずこれから取り組み始めたわけですね。そうすると、神新汽船は1回しか行かないんですけれども、帰りの船は新島の「にしき」をチャーターすることができるという協力をいただいたもんですから、その船で帰ってくるということであれば、日帰りで帰れる。こういう企画を立てたところ、間違いなくその日に帰って来れるんだっから行ってみたいというお客様の希望と我々の考え方が一致して、このようなツアーになったのかなというふうに思っています。

確かに島のほうからすれば1泊してもらいたいなという思いはあるでしょうけれども、やはり主催者はこちら側で、こちらの市民の要望というのがやっぱり大優先ということになるかと思えます。行く方法論として、この日帰りというのがよければ、やっぱりこれが皆さん方の希望にかなっていると。中に、いや、1泊で行きたいよという方があれば、これはもうそのまま泊まっていたくというような形でもいいんじゃないかというふうに思えます。

特に、先般も有志の議員の方には先乗りで行っていただきまして、島の方との交流を深め

て、いろいろな意見を聞いてきたということでございます。その中から、またこの質問にもつながってきたのかと思いますが、来年が利島、また戻るわけでありまして、ただ、利島は小さいですから、そういう施設ありませんし、多分、来年募集は100名ぐらい、半分以下にして行くしかないのかなという思いがあります。

こういう中で、とりあえずは1泊での可能というのは、今後いろいろな議論の中で、そういう要望あるいは手法として、行きの船の費用、それから往復でやるわけですから、大変団体として安い運賃で行けるわけですね。その辺が、1泊しても、帰りの船の運賃もその料金が使えるとか、いろいろな細かいことも考えれば、議員の要望にこたえられるような旅もできるのかなというふうに考えています。

環境美化の関係でございます。

確かに、下田はよく観光客に下田のまちってきれいだよなということをよく言われます。というのは、大変ごみが少ないまちだという評判になっているようでありまして、先般も外国から来られた方が、えっ、下田って何でこんなにきれいなのかということをおっしゃっていました。ということを見ると、大分ごみの問題、それから犬のふんの問題というのは、市民の中にも浸透してきて、やはり観光地として最低限のマナーというのを守りながらお迎えしようということで、月1回のクリーンアップ作戦、あるいは犬の散歩をする会の皆さん方が、やはり犬のふんを拾う行動とか、地域のボランティアの方が常に毎日掃除をしていただけるとか、こういうような仕組みがだんだん定着してきました。

こういう中で、議員がおっしゃるように、浜地を毎日掃除をする方もいらっしゃいます。本当に頭が下がるような思いでありますし、先般、キャンプの問題につきまして、やっぱり数十年、サーファー仲間でも毎回掃除をしているというようなことのお話も聞かせていただきました。こういう中で、やはりそういう方々に対しては、それなりのやっぱり感謝の気持ちを示すべきだと思いますし、特に環自協の表彰制度なんてありますので、また地元からそういう立派な方がいらっしゃいましたら、ご推薦いただければ、そういう形の中で表彰ができるというふうに思います。

あわせて、サーファーのグループから、本当に不法キャンプというんですかね、浜辺にキャンプをして、ごみと、それから飲んだもの、食べたものを浜の砂地に埋めていってしまうということで、例えば飲み物の瓶なんかを割った場合でも、浜の砂の下に埋めてしまうということで、大変後から来た海水浴の方だとか子供たちというのがけがをする危険があるということで、そういうことで、キャンプの不法性というものを取り締まってもらいたいという

要望がございました。

これにつきましても、いろいろ検討しているんですが、ここ数年、特に浜地におきましては、外国人のキャンプということで、あるいはバーベキューをやります。バーベキューをやって火をたくわけでありましてけれども、その火が完璧に消えてないまま、まき等をそのまま砂をかけて帰ってしまう。それを踏みつけた子供がやけどをしたという例も出てきています。ですから、決して百害あって一利なしみたいな今、状況になっているわけでありまして、キャンプの規制につきましては、県条例が確かにございます。6月1日から9月30日まで、4カ月間は県内どこでもキャンプはできないという仕組みになっているんですが、その条例の網がかからない期間もキャンプを禁止してくれよというふうな要望だったんですけども、これは大変今の状況下では難しいというふうに思います。

キャンプをされる方々がすべてこんな悪い人ばかりじゃないんですね。ちゃんとしたマナーを守ってやってくれる方がいらっしゃるし、自然をやっぱり売りとしているところとすれば、余り規制をかけて、何でもかんでもだめだということをやるとはなかなか難しいと思いますが、例えばこの浜とこの浜はだめだよというふうなことで県のほうへお願いをするということは可能性はあるかもしれませんが、現実的にはちょっと厳しいのかなということで、このキャンプができない期間中でも、平気で外国人、特にブラジルの方が最近茨城、埼玉のほうから来るようになりました。この人たちがほとんどどうしようもない状況でキャンプをしているわけですね。大きな車にすべて飲み物、食べ物を積んで来る。それから、音楽を大きくかける。駐車場等も、まだ管理人がいない早朝に入って、二、三日そのまま無料でとめっ放しでやるとか、こういう報告も来ております。

現実には、夏期対なんかやる方々の区の役員の方が注意をしようと思うんですが、ご存じのように、体がすごく大きい人とか、かなり威圧感があって、日本語で話しかけても、全く言葉がわからないという素振りをして、拒否反応を示す。実際には日本で働いている人ですから、日本語わかるんですけども、そういう状況で、ほとんどもう声もかけられない状況だということを聞いております。

ですから、議員のほうも、特にこういうところに看板をやっぱりちゃんとしたものをやれということでございますので、今、担当課を通じて、まずキャンプ禁止という日本語と、それから英語、特にブラジルが多いもんですから、ポルトガル語で表示したもの、ただ、それだけだとかなり弱いもんですから、県条例の中にうたわれております、取り締まりができるのは、県知事から指名されたそういう指導員みたいなものを持っている人間が、写真入りで、

自分はこうだと、こういう者だということで、注意をしたりするんですが、市のほうでも、生涯学習課の職員がみんなそのあれをもらって、常にそういうものがあつたときには注意をするような指導しております。

しかしながら、大分弱いもんですから、やはりこの県条例の中にある第10条の中に罰則規定がございます。この指導員の指示に従わないで、そのままやった場合には、3万円以下の罰金あるいは過料というようなことの罰則規定がありますので、こういうことも看板の中にあえて入れよう。そうしたほうが、ただキャンプ禁止ということよりかは、こういう罰則があるぞと。注意をされたときに、すぐ撤退しないと、そういう罰金を科せられますよというところまで書いたものの看板にしようということに今、担当課のほうに指示をしてやっているところであります。

最後に、合併関係の問題が出ました。

昨日来の合併関係のご質問等、いろいろあつたわけではありますが、今回の合併の破綻というのは、大変残念な結果でございますけれども、しかしながら、この協議会の中で本当に協議された項目というのは、大変我々トップにいる人間でさえも、こういう数字で示されますと、ここまでやっぱり厳しい状況かなというようなことも逆に勉強させていただいたような経過がありまして、今後の市政運営の中で、できなかった分の反動をどうやってそれをカバーしていかなければならないかということの逆に責任感みたいなものが出てきましたもんで、これらのノウハウ、いろいろなものは大きな財産になるというふうに思っていますし、それから1市3町の職員の交流が、先ほど議員がおっしゃったように、下田の借金もこんな状況になっているんだということと一緒に協議会の中でやっていく中で、お互いに職員交流というのがしっかりできたんじゃないかということで、彼らがまたそれぞれの町に帰ったときに、それぞれの町の内容的なものまで語れるというような勉強をしていただいたことは大きな宝になるというふうに思います。

特に、この地区では、戸籍の電算化というのが遅れていたんですが、今回のこういう協議の中で、やっぱり1市3町が同じシステムで同じような戸籍電算化をやるという合意もできて、進められたということも、大変大きな成果であつたというふうに考えておりますので、ぜひこれはしっかりとつなげていきたいというふうに思います。

ただ、そうかといって、我々首長が連携とかいろいろ協調性を持って今後もやっていこうという話はさせていただいているんですが、いざ今度は賀茂郡なんかで全域で大きなまちづくりというようなことになると、やはりなかなかそれは現実的にはかなり難しい問題点も何

か出てくるのではないかなという気もしますので、やはり当面は単独でどうやって生き残れるかということを実際に考えていかなければならない、こんなふうを考えています。

議長（増田 清君） 14番。

14番（森 温繁君） 地場産品の推奨品の件ですけれども、コンテストを開かなくても、例えばいい製品、いい物産ができたときに、推奨品を与えてもいいんじゃないか。僕らが常に思っているのは、例えばこの間、ニュースでやりましたけれども、この間神津島へ行って聞いた話もありますけれども、定置網にかかったゴマサバをうっちゃっているとか、ようするにほかの地域で見れば非常に価値あるものが、地域によっては非常に安い、ただ同然のものもあります。そういうものを製品化する、開発した中で製品化するのが地場品じゃないかな、そんなふうに思います。

例えば、この地域に行けば、意外とおいしいものが安く手に入る、おいしいものが。例えば、僕らのイメージの中では、北海道へ行けば、カニが非常に安く食べんじゃないかなと思うのに、意外と高かったり、この地域、伊豆へ来る人間が、アワビがとれるところだから、東京では1万円ぐらいするんだけれども、こっちは意外と安く食べられるんじゃないかと思ったら、意外と高かったりとか、いろいろな反応ありますけれども、とにかく安く仕入れたものをうまく加工して安く提供する。今の現代の中では、非常に安くなければ売れない傾向がございます。

例えば、1つの例で言うならば、イワシハンバーグなんか1つ100円か120円しているものを、そういう原料を使った中で、2枚で100円とか、本物というものは、やはり宣伝しなくても売れる、口コミで売れる傾向がございます。例えば、ある都市の中でようかんをつくっている非常に有名なまちがあるんですけれども、やっぱり本物をつくっている。朝の4時に並ばないと、もう8時頃にはなくなっている。何も宣伝しないんだけれども。そういう傾向が見られます。でも、やはり本物をいかに大事にして、安く提供するかというのが今の販売方法じゃないかな、そんなふうに思いますので、とにかくいいものができたら、コンテストを開かなくても、審査会みたいなものがあって、推奨品を与える制度はできないのか、もう一度伺いたいと思います。

それから、あじさい祭りの件は、夜間ライトアップの事情を聞きましたので、伊豆諸島の交流の中で、要するに島との交流の中で、下田の物を非常に島の人たちは、当時は40億円とかかなりの金額で取引があったと。今は20億円程度だという話も聞いておりますけれども、ようするに島の者に対しての恩返しという意味があるので、1泊という話をしましたけれど

も、例えば島の特産物を何かの方法で売ってやるという形の中が一番恩返しの一つになるう
と思います。

たしか市長の場合、島に訪れたときに、島の製品を何とか下田でもということで、らくら
なんかでも今、島のクサヤとかいろいろなものを買っております。市長が進めたおかげで、
島の酒「嶋自慢」とか「盛若」とかが、非常に下田の夜の店の中でも販売ルートができてい
るというのは、やはりこれも1つの方法じゃないかな。島の製品をなるべく下田で販売させ
る方法。らくらでも非常に頑張っているようでございます。これを今後もう一度、なお一層
進めていくことが島との取引の交流といいですか、つながりを深めるよい早道じゃないかと
思っております。

それと、看板の設置ですけれども、看板をこういう形の中で考えていると。恐らく今回出
てくる、いい看板が出てくるんじゃないかと思えます。かなり、だけれども、そういういろ
いろな言葉を入れたり、強固なものにすると、金額的にも非常に、専門家に頼むと非常に高
価なものになるんじゃないかなと。

今回、アジサイ公園の中にこういう看板をとということで、先回の委員会の中で、こんなに
看板代ってかかるの、何か少し考えたほうがいいんじゃないかという意見もちょっと耳にし
たもんですから、やはり専門家に、今回の場合には、最初の看板ですから、強固なものをつ
くってもら。今後、つくるとしてら、やはり材料費といいですか、そういうものを区とか
そういうものに与えて、取り付けてもら、つくって。原材料費だったら、非常に数多くつ
くれるんじゃないかと思う。今後、そういう方向の中で進めていってはどうかという
ことで、再度お聞きいたします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 地場の推奨品の件につきましては、コンテストをやらなくてもいいじ
ゃないかということですね。

確かにコンテストをやっても、なかなか数が今回は集まってこないというふうな予想もさ
れますので、商工会議所等で何かの審査基準を持って、申請してきたところを、出すのか出
さないのかというふうなやり方もあるかと思えます。これは、今、商工会議所のほうも、
何のイベントのときだか、広域の物産展なんかやりますよね。あの中でいろいろ地域の物産
を出してもらって、コンテストをその中でやっていますね。ただ、あれは下田市の方じゃな
くてやっていますので、そういうノウハウは持っていますので、何かそういうことを考えて
いけば、できるんじゃないのかなというふうに思っています。

あと、看板の関係につきましては、今回、予算計上させてもらったんですが、確かに、ただ最初はやっぱり原材料支給というのも考えたんですが、ちゃんとした英文だとかポルトガルの言葉で表示しなければならないというようなことを考えると、ただ原材料を支給して、あなたたちでこれやれよというの、なかなかできない部分があるかと思しますので、しっかりしたものをまずやってみて、あとは看板の数がもっと必要だよということがあれば、地元の方々が協力いただければ、原材料支給ということの中でやるということも可能だと思います。

議長（増田 清君） いいですか。

14番（森 温繁君） はい、これで終わります。

議長（増田 清君） これをもって、14番 森温繁君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時 8分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位5番、1、今後の市政運営について。

以上1件について、7番 田坂富代君。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 自公クラブの田坂富代です。議長に通告したとおり質問いたします。

南伊豆地区の合併が破綻し、単独での行政運営を余儀なくされました。市長は、合併、財政状況の地区説明会においても、その他の場面においても、この合併は大変厳しいと発言されています。全力で合併に取り組むとする発言の一方で、大変厳しいとの発言であります。小さいとはいえ、1つの自治体の首長でありますから、合併ができなかった時の下田市のあり方、方向性も当然描いておられたと思います。今後の下田市の行政運営をしていくに当たり、何を喫緊の課題として取り組んでいくのか、またその課題をどのように位置づけるのか、その政策を市長にお伺いしてまいります。

まず、第4次下田市総合計画について伺います。

ご承知のように、総合計画は、地方自治法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」を根拠に策定する自

治体のすべての計画の基本となるものです。行政運営の総合的な指針となるこの計画の策定は、合併することを理由に棚上げされてきた重要な事業であります。第4次下田市総合計画の今後の策定スケジュールをお伺いいたします。

次に、第4次総合計画を策定するに当たり、財政的な裏づけがなくてはなりません。合併協議会の事務局が発行した新市の基本計画の概要にも、平成31年度までの財政計画が示されております。つまり、合併をすれば、10年間は財政運営をしていけるということだと思えます。単独でいくことになった下田市は、果たして10年間大丈夫なのか、市民は大きな不安を感じていることでしょう。そこで、今後の下田市の財政見通しをお伺いいたします。

さて、下田市においては、平成18年度から平成22年度まで、第4次下田市行財政改革大綱の実施計画として下田市集中改革プランを実施してきました。この集中改革プランは、全国的に策定される計画であり、おおむね平成22年4月1日までに地方自治体が実施した改革と比較する上での指標となるものであり、その性格を踏まえ、今後の本市の未来図をどのように形づくり、未来へつないでいくのか、住民にわかりやすい形で公表、そして実施していくものであると書かれています。つまり、下田市の今後の総合計画のもとになるものである、そういうことであろうかと思えます。

特に、人口減少、少子化の流れの中で、早急に取り組んでいかなければならない保育所や幼稚園を含めた公共施設の統廃合等、なかなか進んでいないような感があります。そこで、集中改革プランの進捗状況をお伺いいたします。

また、集中改革プランは平成22年度までということではありますが、このプランの継続、再度策定ということはあるのかをお伺いいたします。

次に、災害が起きたときの避難場所となる公共施設の耐震化及び子供の命を守る学校等の耐震化について伺います。

まず、災害が起きたときに災害対策本部が置かれ、また災害が起きたときに市民のために働く職員の皆さんの人的被害を受ける可能性が高いと思われるこの市庁舎を、今後どのようなスケジュールで建てかえをしていくのかをお伺いいたします。

平成20年6月に下田市耐震改修促進計画というものが策定されています。平成27年度までに法上の耐震化100%とすることを目標とするということでもあります。また、優先的に着手すべき建築物等の設定もされており、地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等、その他防災上特に重要な既存建築物となっています。

さて、この計画の中身を見てみますと、災害時の拠点となる建築物で倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される建築物が8棟、未診断の建築物が10棟、多数の者が利用する建築物で倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される建築物が2棟、未診断の建築物が12棟と記載されています。これは、市有建築物の耐震性能という表で、平成20年3月末現在のデータであります。この危険な市有建築物の中には、子供が1日のうち長い時間を過ごす学校や幼稚園、保育所等も含まれていると思いますが、いかがかお伺いいたします。

また、この未診断というのは何を意味するのか。聞くところによりますと、耐震化診断するに値しない建築物であると。つまり、間違いなく倒壊しますよというものであるのかもあわせてお伺いいたします。

それから、地震が起きたときの旧町内の津波対策が行われているのかもお伺いいたします。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 合併が破綻した中で、今後の市政運営ということについてのご質問がありました。

まず、市長は何を喫緊の課題として今後取り組んでいくのかというようなこと、それからその課題をどのように位置づけるのかなというようなことのご質問だったと思います。

まず、合併が壊れた中で、地方分権を進めていく中で、多分行政に対する地域の住民の要望というのは、本当に細かく、それから多岐にわたって、政策課題として取り上げていかなければならない問題点がどんどん押し寄せてくると思います。今日の新聞を見ておりましたら、下田のちょうど、下田というか、全県下の高齢化率が出ておりました、下田市が31.4%。今までは東伊豆町に高齢化率で負けているなと思ったんですが、0.1%でありますけれども、下田市のほうがいいほうへ何か行っているような数字が出ておりました、とりあえずは賀茂の1市5町の中では高齢化率が一番低いというふうな数字が挙がっていましたが、でも、裾野のたしか18%ぐらいですか、と比べると、すごい数字だなということは、もう本当に感じているところであります。

まずやっていかなければならないのは、当然のことながら、こういう喫緊の課題等を解決していく中では、従来進めてきました行財政の改革、これによって基盤を強化していくということだと思います。これはやはり基礎体力をやっぱりしっかり持っていないことには、

なかなか今言ったような地域の要望、こたえることができないという中では、これは大変重要な意味合いを持っておりますので、心して取り組んでいきたいというふうに思います。

集中改革プランの進捗度等のご質問もあったわけですが、まず第1順位として、この集中改革プランの進捗度というものを再度調査あるいは見直しをしてみたい、こんなふうに考えておりますし、これによって第2次の集中改革プランを策定したいと思います。

今回の合併破綻によりまして、また職員の異動等もありますので、この集中改革プランにつきましては、責任ある人間を置いて、この第2次の集中改革プランに取り組んでいかなければ、やはりこの下田市の今の財政状況の中で、大変な状況になるという思いは変わっておりませんので、そのような形でやっていきたいと思います。

喫緊の課題といえば、やはり下田市におきましては、個別の問題ではなかろうかと思いますが、新病院の建設、これ、やはり下田市として建設地でありますので、それなりの気持ちを持って取り組んでいくということがまず1点あります。

それから、議員のご質問にありましたように、公共施設の耐震化、これも大変、単独になった中で、財政の裏づけをつけながらやっていかなければならないというようなことをすごく思っておりますし、特に幼稚園、保育園の耐震化というのは遅れているために、この再編計画を含めまして、計画的に進めていく必要があるというふうに思っております。

今後、こういう中で、やはり施設の必要性の問題とか、統廃合もやはり検討していかなければ、計画的に進まないというような思いが強く考えております。

それから、最近、国の動向が、ただいろいろのものを応援するよということじゃなくて、個別の計画を策定しないと補助が受けられない、こういうような状況下にだんだん変わってきていますので、下田市としても、やはり補助を受けられるような計画、それから限られた財源でありますから、その財源の裏づけが果たして確保できるかということも踏まえての計画づくりというのを各部署が真剣になってやっていかなければならないのかなと思います。

喫緊の課題であっても、財源がなければ、残念ながら予算計上できません。こういうことを考えながら、下田市という範囲内の実力を知った上で、身の丈に合った行政運営をやっぱり進めていかなければならないのかなというふうに今は痛感しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

現在の第3次の下田市の総合計画の計画期間は平成22年度までとなっております。合併を見据えた中で、予算計上もされていないわけですが、この第4次の総合計画につきましては、現在考えているところでは、来月から8月にかけて、まず庁内組織を設置いたしま

す。この中で策定方法や細かい日程等を検討して、9月の市議会に必要な予算等を上げさせていたいただきたいというふうに考えているところであります。

基本構想の原案を平成22年、来年1月に策定をしまして、この基本計画原案を来年の3月までに策定をします。平成22年度には審議会へ諮問、10月頃には答申をいただくと。平成22年、来年の12月の定例会には基本構想案の議会への上程を考えていきたいと、こういうスケジュールを今、考えているところであります。

なかなか総合計画というのは、つくっていく最中にどんどんいろいろなものが変わっていく時代でありますので、なるべく早い段にしっかり精査しながら、もう1年ぐらいで策定していくと、こういうような取り組みをする必要があるのかなと、こんなふうに考えておるところであります。

それに伴いましての財政の見通しであります。昨日も少し財政の見通しの話はさせていただきました。この中で、まず先ほど言った集中改革プランのことを考えてみますと、平成20年までの計画に対しました実施状況というのは、計画どおりに行われたのは93項目であります。遅れていること、あるいは合併等を考えて検討中で未着手というのを踏まえまして、85項目ということで、進捗率は52%というような進捗率でありまして、決してこの集中改革プランが予定どおりに進んでいるというふうな数字ではないという中で、これはさらに真剣になって第2次の集中改革プランをつくっていく必要があつて、実施に向けて頑張りたいということでございます。

特に、この進捗率がやはりパーセントが低かったのは、公の施設の耐震化に伴う統廃合とかりニューアルというのをやらなければならなかったんですが、なかなか課題が残ってしまって、これが前へ進んでいかなかったというところから、進捗率に影響が出ていると思いますが、52%という進捗率でありましたが、平成18年度からスタートして、現在、約23億2,000万円の削減効果があつたことだけのご報告申し上げておきたいと思ひます。これは、先般の市民の説明会等におきまして、この集中改革プランの結果という形で、数字を挙げて市民の皆さん方には公表、説明をさせていただいたところであります。

この財政の見込みでありますけれども、やはり今現在、この財政を乗り切っている背景には、給与カットというものがまずあります。それから、当然、市民の方々にも住民サービス、そういう予算の我慢をしていただくということを取り組んできたために、何とか短期的な財政調整ということで行われているわけでありまして、決して健全な今、数字になっているとは申し上げられない状況であります。

しかしながら、平成15年度から比べましたら、あの頃はもうどん底というふうな状況でありましたので、そのどん底は脱したということで、やはり歳出構造の弱点であった公債費とか繰出金の改善というのが大きな結果になっているのかなと、こんなふうに思います。

しかし、基金がだんだん枯渇をしております、国から求められております標準財政規模の5%確保、財政調整基金で3億円を超える基金をとというのが下田市に求められている、指導されている状況下の中で、さらなる歳入確保と統廃合によりまして出てくる行財政改革、こういうこともしっかり進めなければ、健全な水準にはならないという認識を持っております。

これから10年程度の財政見通しの策定については、平成23年度以降の政策方針、新たな下田市の総合計画等によりまして、あるいは集中改革プラン以後の行財政改革プランのもとでつくっていかねばならないのかなというところでございます。

下田市の財政収支というものにつきましては、昨日も申し上げましたように、平成25年度までは何とか基金をやり繰りしながら対応できる範囲の運営であります。数字的には、平成26年度以降、この基金が今度は逆に積み立てができるような完璧に黒字運営というような今、財政計画の中で進めているわけであります。

あとは、起債の削減ということにつきましては、昨日申し上げましたように、22年度を目標に194億円というところまで改善したいというような目標で、今、進めております。ですから、251億円が194億円ですから、かなりの額、借金が減ったというようなご報告はこの時点ではできるというふうに思います。

しかしながら、市の庁舎建設という大きな課題が我々にはあるわけでありまして、これにつきましては、今後、昨日申し上げましたように、議員の皆さん方にもどうやってこの庁舎建設に取り組んでいこうかという知恵をですね、我々もしっかり考えますので、ぜひいろいろな形の中でアイデアとか出していただいて、この現実のものをクリアしていくような体制づくりをしていかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、大変大きなお金のかかることが予想されていますが、今回の病院建設のああいうものを見ていると、やっぱり民間発想とかいろいろなものを入れながら、やはり将来の人口減等を見据えて、先ほど言っているように、それなりの身の丈に合った市の庁舎というのをつくっていかねばならないのかなということで、これはやはり大変な大きな問題でありますので、早急に有識者あるいは議員の皆さん方を入れながらやっていかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

耐震化の問題が、やはり先ほど言ったように平成27年までという目標で進んでいるんですが、これも、この今いる、我々がいるこの庁舎の本館、これはもう昭和32年の3月の建築であります。ということで、別館のほうは昭和42年4月の建築ということですから、先ほど言ったように、大変安心できないもう建物というのはわかり切っていることございまして、西館のほうは昭和53年6月、このほうはランク1Bということでもありますので、何とかありますけれども、この本館と別館のほうはとても東海地震、警報が出たときには、この中には入れないよというような今現在、張り紙をしてあるような状況でございますので、大きな課題として、ご報告を申し上げておきたいと思っております。

特に、いろいろ出てきました、特に子供、1日の中で大変長い時間を過ごす子供たちの施設というのが大変問題になっているわけでありますので、この耐震化のちょっと問題につきましては、それぞれ担当のほうからご報告申し上げたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 私のほうから、避難場所の関係の施設の耐震化ということでご説明をさせていただきたいと思っております。

私どもの避難場所の施設は、広域避難場所と避難場所について指定をさせていただいておりますが、広域避難場所につきましては、下田中学校、稲生沢中学校、敷根公園など10施設を定めております。そのうち9施設が耐震性があるというふうな結果が出ており、残りの施設が耐震性なしという施設になっております。

避難場所につきましては、市有施設で22施設、市有施設以外で17施設を定めております。そのうちの市有施設におきまして、建物を含んでいる施設が、下田幼稚園、下田小学校等19施設となっております。そのうちの11施設が耐震性あり、8施設が耐震性なしということになっておりますが、広域避難場所につきましては、耐震化率が90%というふうになっております。

また、この広域避難場所、避難場所の施設を含む市有公共建築物の耐震化計画につきましては、静岡県の地域対策アクションプログラムに基づきまして、市有の公共建築物につきまして、統廃合とか廃止、再編、費用の予測等を含めまして、平成22年度末までに策定すべく、今現在、調整中になっておりますので、私のほうの説明はこれで終わらせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 耐震化につきましては、優先しなければならない施設というふ

うなことで、学校施設というふうなことが入っているというお話をいただきました。

私ども学校教育課におきましては、幼、保、小・中合わせて21施設ございます。しかしながら、特に静岡県の耐震性能でありますランク3には、幼稚園、保育所がランク3に該当されるものがございまして、私ども管理する者としては、非常に辛い思いをしているというふうなことでございます。特に、幼保につきましては、教育委員会管理の施設の中でも、早急に対応していかなければならないというふうな考えを持っています。

先ほど市長のご答弁の中にもございましたが、やはり統廃合の検討がなければ、この耐震化については進まないのではないかと。国・県の手厚い補助も受けながら、下田市の財源の裏づけをいただきながら、そういう耐震化の計画を検討していかなければならないというふうな考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 市長が大変細かく答弁いただきまして、その中で、集中改革プランを見直すということをおっしゃってございました。やっぱりこれ、見直さないといけないんだらうなという気持ちもありますけれども、今までの集中改革プランが進捗率が52%という中で、ほとんど職員の給与カット、住民サービスのある意味低下もあるという中でやってこられたわけで、この給与カットが今後も続くかというのは大変大きな問題であろうかと思いますが、その点をお伺いいたします。

そして、この集中改革プランを見直すとおっしゃいましたけれども、具体的に中心になるテーマといたしますが、具体的に何を中心としてこの集中改革プランに取り組むのか、集中改革プランの核となるものは何なのかということをお伺いいたします。

それから、企画財政課のほうにお伺いしたいんですが、昨今、新聞紙上でずっと学校の耐震化について大変にぎわっております、その中で、地震防災対策特別措置法が改正され、いろいろと文科省のほうから補助率の高いお話が来ているということになっておりますけれども、この補助制度というのは、多分時限的なものであろうかと思いますが、いつまでになるのかお伺いいたします。

教育委員会の学校教育課のほうにお伺いいたしますけれども、今までなかなか、市長も言っておられましたけれども、公の施設の統廃合が進んでこなかったことが大変これ、大きな問題であると。それは我々も非常に認識しております。まず、子供の安全・安心を考えたときには、お財布の中身というのは決まっております。その中でどうしていくか

というのは喫緊の課題となろうことではあるかと思うんですが、それがずっと集中改革プランの中できちんと実施されてこなかったということが大きな問題であろうかと思います。

特に、学校の再編については、まず再編をして、統合計画をきちんと出さないと、どういう建物を建てるとか、そういう話になっていかないわけですから、まずこの計画をきちんと教育委員会が責任を持ってつくるべきだと思うんですよ。計画がなく、今までの中学校の統廃合の議論なんかもありましたけれども、幼稚園にしてもそうですよね。幼保一元化というのも、ずっと部会なんかもあって、検討されてきたんでしょうが、実質的に何も成果が上がっていない。これは大きな問題だと思いますよ。集中改革プランの中の大変大きな位置づけとしてなっているものを、ずっとやってこなかったわけですから。

やっぱりきちんとどういう教育施設でどういうふうに子供たちを、長い時間過ごすわけですから、守っていくのか、どういう教育環境を整えて、環境ですよ、中身ではなくてね。環境をどう整えていくのかということきちんと考えた中で、この適正な規模に基づいてやっていかないと、いつまでたっても進まないと思うんですよ。だから、こういういたらくなんだと思うんです。

今、地震が来たら、明らかに危ないというところに子供たちが今いるんですよ。それを行政として放っておいたということなんですから、これはきちんと親御さんたちにも地域の方にも説明はしなければいけないけれども、それ以前に、市としてどういうふうに子供たちの安心・安全を考えるかということなんですよ。そこをやってこなかった責任は非常に重たいと思います。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

7番(田坂富代君) 52%の進捗率と、半分やってきて頑張ったんだということじゃないですよ。職員の給与のカットを強いていながら、本来汗を流してやってこなければならなかったこの施設の統廃合をやれないというのは、これは大きな問題です。

〔発言する者あり〕

7番(田坂富代君) ありがとうございます。

今度、その集中改革プランを見直すといったときに、そこを中心の課題としなければ、中心のテーマにしていかなかったら、身の丈に合った行財政運営なんかできるわけないんですよ。そこのところをはっきりと打ち出してやっていってくれないと、将来を見据えることができない。

私たちは、今、私たちの生活をどうこうということよりも、市長いつも言っているじゃな

いですか。子供たちのためにやるんだと。将来の下田を子供たちのために残すんだと。そういうときには、恐らく今の私たちは相当我慢もしなければならぬし、つらいこともしなければならぬと思うんですよ。でも、これは政治家としての決断というものが大変大きいと思います。そして、各担当課がそれぞれ腹をくくってやっていただかないと、ちっとも前に進みません。

私は、ここで本当にいつも思うのは、私たち、多分、議員の皆さんもそうだし、職員の皆さんも市長も向いている方向は一緒だと思うんですよ。子供たちのために、将来の下田のために、よりよくしていこうという気持ちは皆さん持っておられると思うんですよ。ただ、決意と決断、実行、これがなくては、ただ考えているだけだったら何の役にも立ちません、私たちは。市民の負託を得て、政治家としてここにいるし、職員の皆さんも思い切ったことをやるがための公務員じゃないですか。それだけに身分を保障されているんですよ。だからこそしっかりとやっていただきたい、そういう思いで今、質問をしています。

ですから、このところ、今の質問をどういうふうに考えているのか、学校教育課、特に教育長も含めて、どういう思いを持っておられるのかお伺いしたいと思います。

そして、市長がずっと言ってこられた合併の説明会でも、行財政運営を随分一生懸命やってこられて、やっと借金が194億円までになったと。これは大変一生懸命やってこられた、これはもう成果だと思うんです。これは成果だと思うですよ。

ただ、今後の財政見通しの中で、いつも言ってこられるのが、起債がどれだけ減ったとか、そういう話になってきます。ただ、今後というか、合併のこの概要にも載っていますけれども、歳入の部分というのを余り触れてこないんですよ。もちろん合併をしていくと、推進していくという中では、なかなか単独でのこの財政シミュレーション出てこないのかもしれませんが、やっぱり人口がどんどん減っていく、高齢化していく、生産年齢人口が少なくなっていく、そういう中で、どれだけの歳入があるのかということを中心にきちん考えて、もちろんやっておられるんでしょうけれども、それも早急に出していかないと困ると思うんですよ。財政的な裏づけはないんですもん。起債が減っていくということだけでは意味がなさないので、そのあたりをどう考えておられるのか、財政当局にお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 集中改革プランの見直し、これにつきまして、第2次の集中改革プランにつきましては、専門課長を置いて、これは取り組まなければならないというふうな考え

ております。

特に、議員がおっしゃったような、では、その核になるものは何だといったら、今まさに議員さんおっしゃるような子供たちの問題ですね。幼稚園、保育園、これをしっかり計画を立てて、この中で方向性をつくっていかなければ、耐震にも入っていけない状況なんですね。ですから、これはもう市の姿勢として、しっかり方向性を出して、やはりいろいろなまた反対とかいろいろな問題が出てくると思いますが、これはやはり今言ったように子供たちの安全性ということを考えたら、これは取り組んでいかなければならない問題ということで、大きな核として再編統合というものはこの中に入れていきたいというふうに考えています。

職員の給与カットはいつまでかということでございますけれども、とりあえず、今やっているわけでありましてけれども、職員組合のほうには私のほうからは5年間は絶対やらせてもらいたいという申し入れをして、単年度交渉であります、単年度ごとにご理解をいただきながら、ですから来年まではやらせていただきたいと、こんなふうに考えているところであります。

あとは、起債が減ったからどうこうという、これ、もう少し議員さんにもご理解いただきたいのは、実質公債費比率という問題が大きな問題点になっているわけじゃないですか、下田の場合は。前には黄色信号というところ、今やっとその黄色信号から脱却して、下田市の実質公債費比率は20年度の場合、17.4になっていますよね。だから、この数字をやっぱりクリアちゃんとしていかなければならないという、例の公的資金の国へ返すお金の条件として、しっかりその辺のことは条件をつけられておるわけですね。ですから、そのためにも借金は減らしていかなければならない。実質公債費比率をしっかりとしたところに維持しなければならぬというのは4つの条件の中に入っているわけですから、これはもう何回も今まで議員の皆さん方にはご説明申し上げて、そのためにこういうことをしっかりやりながら、こういうお金を民間から借りて、国へ返すことができる、それで8億数千万円の金利が削減できる、これがまた新たないろいろなものに使える予算のほうへ向けられるということは説明してきたとおりであります。

ですから、単なる借金を減らすだけのつもりでやっているんじゃないで、いろいろ下田市が置かれた新たな起債を起こすこともできないようなところじゃ、何の耐震化の問題をつくっても、借金ができなければできないという部分もあるわけじゃないですか。だから、こういうことをクリアするために、計画をつくりながら、着実に実行していこうというのが今の市の財政計画なんですね。この辺をぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） 議員さんのほうから、子供たちの安全・安心という点で、耐震化の問題、教育長としてどう考えているのか、思うのかという、そういうお話がありましたので、私も子供の安全・安心の観点から見れば、今の現状は本当に心配だと、このように思っております。そういう意味では、喫緊の課題であって、本当に早急に取り組むべき問題だと、このように認識はしております。

先ほど課長が申しましたけれども、そういう思いを、また管理をしなければならない、そういう立場にある者として大変つらいと、そういう表現であったわけですが、私も全く同じ思いでございまして、また議員のおっしゃるとおり、本当にこの問題は一刻も早くやっぱり対応すべきではないか、このように思っているところでございます。

そういう意味で、すぐにすべての施設をとすることはなかなか難しいように、困難な状況にあるのではないかと、このようにも思っておりますので、今後、耐震の改修計画、これについては、本当に教育委員会としても、なるべく早くこの問題について検討、策定をしていかなければいけないと、このように思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） まず、学校施設の耐震化の問題について、地震対策特別措置法の関係で、補助制度がどのようになっているのかということでございます。

すみません、手持ちの資料を持っていないものですから、何年までこの制度が適用されるのかということ、ちょっとこの場でお答えできませんものですから、申しわけございません、また後ほど回答させていただきます。

それから、先ほど市の財政収支の関係の話になると、起債の残高等が話の中心になってくるといことで、歳入についての考え方は余り着目されていないというようなご指摘がございました。

確かに、現行について申し上げますと、先ほども市長のお話でございましたように、職員の給与カットとか、あるいは住民サービス予算の縮減等によって、ある程度痛みを我慢してもらいながら、財政運営をやり繰りしているという他力本願的な状況になっているということとは否めません。

しかし、集中改革プランの成果で申し上げましたように、23億2,000万円の効果がこの4年間で上がっておりまして、また、さらに地方債の推移に着目しますと、今後、下田市の公

債費負担適正化計画の計画期間であります18年度から27年度までの10年間の中で、償還が終了する起債件数10件ございます。起債の発行額、61億円ほどの発行額となっておりますけれども、この償還が完了することによりまして、毎年度8億円から9億円の元金返済という形で賄っていけるということで、歳入のほうについては、1市3町の合併のシミュレーション、これが非常に現在の信頼できる分析の内容でございますけれども、このシミュレーションによりまして、起債のピークというのが平成22年、これを過ぎますと、24年度以降はある程度、年間10億円程度の投資的な普通建設事業の執行が可能になってくるのではないかというふうに見込んでおります。

歳入について申し上げますと、確かに税収については、それほど大きな収入を見込めるといような予測にはなっておりません。また、地方税については横ばい、地方交付税につきましては、平成22年、来年度が国勢調査の年に当たっておりますので、17年度の国勢調査の人口と比較しますと、2,000人ほどの人口減少が推計できるのではないかというふうに思っております。これによって、交付税は約7,300万円ほど下がってくるのかなと。住民1人当たり約4万円ぐらいの試算でございます。激変緩和を加味してですね。ですから、23年度にはこの交付税、大きく減るとい形になりますけれども、その後はできるだけ横ばいを維持したいと。ということは、人口の減少を食いとめるような政策をとっていく必要があるということが、これが非常に大事というふうに考えております。

歳入については、今申し上げましたとおり、それほど大きく増収するような傾向というのは今のところ見込めませんが、一方、先ほど申し上げましたように、起債の償還によって、かなりの部分が浮いてくるということで、それをある程度の投資的な財源に充てて、市内の経済の活性化にもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 市長の言っていることはよくわかります。今まで議会でも、先ほど市長も言われたように、何度も繰上償還のこと、それから議員の皆さん、わかってない方はおられないと思いますが、ただ、未来を見据えていく中で、少し議論をしたかったという中で、質問だったので、やはり今後は、今の財政課長の話でわかったわけですが、決してなかなか厳しいよということはわかったわけですよ。人口減少のための政策も打っていかなければ、それに対応する政策も打っていかなければならない。それもそのとおりでありまして、多分、相当な覚悟を持って皆さん取り組んでいかなければならないと思います。ぜひこのあたりは、我々議員も政治家として当然考えていくことではありますけれども、市当局に

おかれても、政策面をきちんと立ててやっていくということをいつも念頭に置いて行動をされたいと思います。

次に、耐震の改修計画をということ、教育長のほうからご答弁がございました。

しかし、この耐震の改修計画は後になるものですよ。先に統廃合ですよ。統廃合がきちんとならなければ、耐震の改修計画なんて何も意味を持ちませんからね。その辺、順番を間違えてはだめだと思いますよ。

まずは、きちんと施設の統廃合をどうしていくのかということがないと、人口の規模に合った適正な施設の数にもならないし、それは地域によって、都市部とこういう地方では相当違うところもありますけれども、やはり下田は施設が多過ぎるというのはご承知のとおりなので、その辺も含めて、思い切った改革をして取り組まないとだめだと思います。

まずこの統廃合をきちんとして、市長も集中改革プランの核にするんだということでおっしゃっていただきましたので、この辺をきちんと取り組んでいていただきたいと思います。

耐震の改修計画と統廃合の計画とどちらが先と思われるか、そこをお伺いします。どなたでも結構です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 幼保、学校につきましては、今、県の耐震性能ランク2あるいは1というようなことで、2を1に上げていかなければならないということもあるわけなんです。幼保につきましては、10園うちの3園以外、7施設については、もうランク3、あるいは耐震診断もできないような施設というようなことで、十分危険な施設であるというご指摘については、承知しております。

その中で、やはりすべてについてどうするのかという検討も含めまして、まず、今ある施設を耐震化することで対応できるのか。それによって、再編の計画も考えなければならないという面もあるかと思います。ですので、今後の財源の、どういう財源が確保できるかによって、今の10園を何園体制に持っていくのか、その中で、既存の施設を利用していかなければならないのかどうなのか、財源によって新たな施設をどこかにつくることができるのか、そういうことを両方とも勘案して考えていかなければならないこともあるのかなというふうに考えております。

ですので、議員ご指摘のように、まず再編をしてから、残す施設について耐震をしていけばいいという……

〔発言する者あり〕

学校教育課長（名高義彦君）とは違いますか。

というようなことで、再編と耐震を全く別個に考えるということではなく、あわせて総合的に考えていかなければならないというふうに考えております。

議長（増田 清君） 7番、3分前です。

7番（田坂富代君） 統廃合が先だと私は思っていますよ。これは意見の違いかもしれませんが、場合によっては切って捨てられるかもしれませんが。私は、統廃合というのをまずこの集中改革プランの中できちんとやって、そこで財源を、まずどこにどういうものを残すのかということをやらなかったら、意味がないと思いますよ。

残すのか、あるいは全部やめて、1つにして、立派なものを建てて、子供の安心・安全環境を整えるということにするのか、まずその統合の計画が、統廃合の計画があって、初めて耐震であったり、そして建てかえであったり、そういうことが計画されてくるんだと思うんですよ。だから、この辺は、意見の違いで片づけられては困りますよね。やっぱりこのところはきちりやってもらいたいと思います。

それから、二、三答弁漏れがあったんですけども、これは後から聞くことにしますけれども、やっぱり例えば旧町内の津波対策とか、いろいろなこともございますので、非常に行政体としてはやることが多くて、大変だとは思いますが。でも、やっぱり、だからこそどこかを核にして、そこを集中的にまず片づけていこうという方向で、ぜひ今後のあと市長残された3年間を精いっぱい頑張りたいとエールを送って、終わります。

議長（増田 清君） これをもって、7番 田坂富代君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 1分休憩

午後 1時 0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位6番、1、稲梓中学校の稲生沢中学校の統合問題について。2、子育て支援と環境整備について。3、桧沢林道沿線の産業廃棄物問題について。4、共立湊病院の移転新築について。

以上4件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） それでは、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合問題について、主旨質問

をさせていただきます。

下学教第236号、平成21年6月2日付の下田市議会議長あての「稲梓中学校と稲生沢中学校の統合に関する教育委員会の決定について」という文書が出されておりますが、この中で、5月25日、教育委員会としては、地域の協力がなくては、生徒にとってももちろんのこと、地域にとってもいい学校づくりはできない。平成22年4月1日の統合は当面見送るとされているわけではありますが、この結論は妥当な判断と評価をいたします。しかし、重要な内容を含んでおりますので、この文書がどのような性格なものであるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、下田市立学校再編整備審議会の答申、平成19年12月20日答申であります。これに基づき統合を進めてこられたようですが、この答申は当初、中学校は地域コミュニティー、文化の中核施設であるので、絶対なくしてはいけない、こういうような意見がアンケートとして寄せられていたと思いますが、これらのものが経過として全部切り捨てられていってしまっていて、結果として、1学年30人以上、そして1学年に2クラスが学習環境としてぜひ必要な条件であると、こういう結論を導き出されていったかと思うわけであります。

しかし、この間、この結論を導くに当たりまして、地元の人々との広聴会、意見を直接聞くというようなことをこの再編整備審議会の委員さん、また会としても、恐らくやられてこなかったのではないかと、こういうように思うわけであります。したがって、まちづくりの観点、地域住民とともに学校づくりを進めていくという、この観点が置いていかれてしまった、こういうことになるのではないかと思います。

少学級の中での全市的なあり方、今、小中一貫教育というようなことが検討され始めていようかと思えます。内容的にはいろいろ矛盾点もあろうとは思いますが、こういうことさえも、この再編整備委員会の中では具体的に検討がされてこなかったのではないかと。学習環境全般の整備、少人数学級を評価するという点が、言葉では評価すると言っているが、結論的には何らそのことが評価されていない。

さらに、6キロ以内に1校設置するという国の基準に照らしても、倍以上の12キロ圏の通学となる。通学問題が課題であるという指摘はしておりますが、具体的に通学上の交通機関の不足、あるいは危険性など、その実態を認識せずに答申をされたのではないかと。したがって、その後、教育委員会の事務職の皆さんが、地元の人たちと説明会や意見を聞かざるを得ない、こういうことになったんだと思うわけであります。私はこのように考えますが、この点をどのように総括し、反省されているのか。

この再編整備審議会の答申というのは、金科玉条のものではない。欠陥がいっぱい含まれている、こういう指摘をさせていただきたいと思うわけですが、この点についてどのようにお考えになっているのか、2点目としてお尋ねをしたい。

市においても、保護者の過重負担とならないよう、遠距離通学費の全額補助や学校用具の支給等の確保を最優先にした回答を出したが、平成22年4月1日の統合を受け入れる意見は少なく、同意が得られていないとの判断をしているわけですがけれども、住民の協調に道を開くもので、大変内容的にはよい判断だと私は思っているところであります。

しかし、近隣の町では、小・中学校の生徒の通学費は全額を補助されていると、こういう実態が明らかになってきていると思います。下田市では、中学生はかかった費用の半額しか補助されていないというわけですので、ぜひともこれは近隣市町村並みに実施をしていただきたい。そして、現状がどうなっているのか明らかにしていただきたい。小・中学生で何人が現在、補助対象となっていて、幾ら補助をされているのか。そして、さらに中学生の半額補助しか出していない金額、対象者、全額出すとしたら幾らの予算が年間必要になるのか、これらの点を明らかにしていただきたいと思います。

4点目としまして、統合準備委員会はその後、どのようにされるのか。延期をするということですので、統合準備委員会との関連はどうなるのか。また、その中間答申で指摘されております稲生沢中学校運動場の整備の、あるいは拡充、排水路の改善、体育館の雨漏り対策、プールの設置等の答申内容が具体的に出されていようかと思いますが、これらの点についてはどのように進められようと考えているのか。あるいは、統合がなくなったから、これらのものはすべてゼロだと、こういうお考えに立っているのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

5点目として、統合すべき状況にあるとの認識には変わりありませんと、そう言っているわけですね。保護者、地域の同意が得られて、統合してほしいという状況ができたならば、新しい学校づくりを進めていくべきであると考えております。また、一方で、下田市の学校等の再編について、再検討する必要があるのではないかと考えておりますと、こういう結論を結んでいるわけでありますが、学校の再編の再検討が必要とは、どういうことを意味しているのか、具体的にお尋ねをしたいと思います。

少人数学級の問題とされた、教育委員会は少人数学級で、男女比等々も大変で、問題にしたと思うわけですが、しばらく統合をしないという内容のようでもありますので、これらの出されている課題を、現状の中でどういう方法で解決をしようとされるのか、ぜひ取り組んで

いただきたいと思いますので、その点をお尋ねしたいと。交流事業や、具体的に生徒を増やす努力ですね、若いカップルに向けました市営住宅の建設など、ふるさとづくりの努力が必要と考えるわけでありますが、単に教育委員会サイドだけではなくて、どういうまちづくりを稲梓地区でしていくのかということにかかわる課題であると思いますので、それらの点について、改めてお尋ねをしたいと。この点は、ぜひとも市長からの回答もいただきたいと思うわけであります。

次に、教育委員会の運営についてお尋ねをしたいと思います。

やはり教育委員会の開かれた教育委員会、こういうものが今、必要ではないかと思います。そのためには、やはり教育委員会の開催の広報、いつ几日こういう課題で教育委員会を開催しますよ、ぜひ傍聴に来てくださいと、こういう働きかけが、市民への働きかけがやはり必要ではないかと、こういうぐあいに思うわけです。さらに、教育委員会が決めたことの結果報告をどう市民に伝えるのかというようなことも大切なことであろうと思います。

5月25日までの教育委員会、新しい年度に入ってからですね、何回か傍聴させていただきましたが、夜間開催をされているわけですね。この功罪はどんなもんだという点をお尋ねをしたい。そういう点では、議会も夜間開催することを検討しなければならないような課題が含まれているのか、こういうことにもなるかと思いますが、いずれにしましても、職員の長時間労働を強いるという結果になってはしないかと、こういう思いもあるわけであります。そういう点で、教育委員会の実態についてお尋ねをしたい。

また、ある委員は、この5月25日の会議だったかと思うんですが、保護者は当然中学校の統合に賛成されると考えていたと。これが反対であるというので、大変驚いたというようなご意見の方でありました。そうやって見ますと、5人の委員がすべて統廃合に賛成だと。疑問を一言も差し挟んでいない。しかし、稲梓地区の住民から大変大きな反対運動が起きていると。まさに教育委員が地域住民の教育に対する意向や気持ちを酌んでいない。酌むような委員が一人もそこに参加をしていないと、教育委員としてですね。こういう結果を図らずも明らかにしたんではないかと思うわけであります。

そういう点では、他市でもやられております教育委員の公選制、あるいは準公選制、選び方に大きな問題点があると指摘をせざるを得ないと思います。そういう点で、ぜひとも教育委員会の選出のあり方について、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、子育て支援と環境整備についてお尋ねをいたします。

少子化対策の柱の一つといたしまして位置づけられております子育て支援事業をどのよう

に、一般論としてではなくて、下田市において位置づけられているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

さらに、現状の取り組みはどう進められてきたのかということでもあります。この点につきましては、市民へのサービスということになるわけですので、当然実施要綱あるいは設置条例等を設けて、市民にきっちりとお約束をしていくということが必要だということをお述べたかと思うんですか、前々回の議会で。この点がどのように検討されて、集約されているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、子育て支援センターの建設であります。今年度中ということで進められていると思いますが、第3保育所で開催されておりましたので、保育所の中には滑り台や砂場、あるいは遊具等整備されていたかと思うわけですが、新しいセンターにおきましては、このような施設が十分検討されているかどうか。建物だけではなくて、当然関連施設、他団体との協力関係、建物ができて、それをどう運用するか、それを担う職員の体制はどうか、こういうことが当然検討されていなければならないと思うわけですが、この点について、現時点でどうなっているか、明らかにしていただきたいと思っております。

3点目としまして、学校教育課にこども育成係、保母さん等46人が補助執行というんですか、執行されたわけですが、平成19年4月1日にこのこども育成係が設置されたかと思うんですが、その成果はどのように具体化されているのかという点をお尋ねをしたいと思います。単に幼稚園の先生と保育所の先生を交流した、異動したというだけに終わってはしないかというような思いもあるものですから、当局の評価をお尋ねをしたいと思います。

さらに、幼保一元化と言いまして、たしか平成14年当時は市長は白浜保育園に幼保一元化に基づきます保育園を建設するんだと、こう言われていたと思っておりますが、その後、これがいつの間にか変更されたのかされないのかわからないうちに、保育園から認定こども園と国の制度が変わったからということで変わっていったかと思うわけですが、平成17年に出されました答申書では、6園の保育園、これを4ゾーンに分けて、4地区に認定こども園、その当時は保育園と言ったかと思うんですが、そういう施設をつくっていくんだ、こういう方針を出されていたかと思うわけでありまして。現在、その方針がどうなっているのか。また、どういう方針がつけられているのか。

この経過の中では、浜崎幼稚園、稲生沢幼稚園等々を廃止をしたのみでしてきていると。石川元教育長は、地域の子供は地域で育てるんだと、こういう一つの理念があって、どうしていったらいいかという、こういう課題であります。

しかし、今、石井市政が進めていきますのは、そういう理念なしの、ただ子供の数が少なくなってきたから、なくなせばいいんだと。廃止をしていくんだと。その保育の必要性や内容については十分吟味されずに、単なる財政問題だけで統廃合を進めていくんだ、数の問題だと、こういう論理で進められてきているような気がするわけでありませう。

ぜひとも、そういう意味では、大切な子育てにかかわることについては、下田市としてどうあるべきかと、理念がまずきちりと確立して、そのもとにきちりとした方針をつくり上げていくということが必要かと思いますが、それらの点が現時点、どのようにまとめられているのか、あるいはあいまいにされてきているのかという点を明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、桧沢林道沿線の産業廃棄物問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

株式会社ワイティービジネスは平成3年2月、産業廃棄物処分業の許可を取得し、その後、たび重なる不法、違法は操業により、県から4回の行政処分を受けまして、皆さんご案内のように、平成11年4月、産業廃棄物処分業の許可の取り消しの処分を受け、今日に至っていると思ひます。そして、この経過の中で、業者は県知事を地裁に提訴、高裁に控訴をいたしまして、最高裁で上告しましたが、いずれも棄却となる結果となっているわけでありませう。

そして、処分取り消し、平成11年の4月から5年を経過したと。この5年を経過すれば、再度申請することができるということで、平成16年の4月、17年の11月にそれぞれ申請がされた。これに対しまして、市長、市議会は、不許可とするような要望書や意見書を提出しまして、また関係区におきまして、許可しないことを求める署名を5,904筆を集めまして、県知事に要請をしたと。結果として、許可はされなかったわけでありませうが、今回また3度目の申請が業者から賀茂健康福祉センターに昨年の11月14日に3度目の許可申請が出されたと、こういう経緯になっていようかと思ひます。

これに対しまして、県知事に不許可とすることを求めます行動が起こされ、市長及び関係3区の要請書、市議会の意見書、あるいは県庁への出向を1月22日、また2月9日には自然破壊と産業廃棄物公害を防止する住民連合会が請願を、許可しないような請願を提出し、交渉をしているわけでありませう。3月31日には50名、5月22日には99名の方が賀茂健康福祉センターへ出向しまして、市民の要望として、要求として、要請をしたと。6月1日には、市長を初め23名の方々が県庁へ出向いていただき、1万2,862の署名と要望書を県知事あてに提出したと、こういう経緯で進んできていますので、まさにこの桧沢林道のワイティービジネスの不許可の問題は、全市民的課題でありませうし、多くの、半数以上の市民が不許可とす

ることを望んでいる内容であると思います。

そこで、6月1日に県庁に出向いていただいた結果を全協でご報告いただいたわけですが、その報告の内容を見ますと、県では現在、法令の解釈、地元の懸念、当該事業者の考えを確認しているが、今後は地元の意見を加え、法に基づき適切な処分を検討していく、こういう考えだということでもありますので、許可をするのか、不許可にするのか、ちょっと判断に迷うと、こういう文面になっていようかと思います。この県からの回答を当局としてどのように理解をしているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

2点目としまして、県に不許可を求めていくことも大事だと思います。しかし、業者は申請する権利を持っているわけですから、4度目、5度目が出てくるかもしれない。こういうことを繰り返していても、これはしょうがないことではないか。下田市民として、ここにこういう施設があること自身が大変大きな問題だと、こういう観点に当然立っていようかと思えますので、下田市としても、具体的な措置をとるべきであります。

下田市では平成7年3月10日、規則第5号、下田林道維持管理規則しか持っていないと。当局が勝手に定めた、言い方はちょっと恐縮ですけれども、管理規則しかない、こういう状態であります。しかも、その管理規則の内容も、林道をどういうぐあいに占用させるか、占用したときに、どういう看板をつけて明らかにするかというようなことが主なる内容でありまして、林業者に林道をどう利用していただくかということの観点が中心であろうかと思えます。産廃や、あるいは土石を運ぶ人たちは、焼却炉、そこで産廃の焼却炉があるということは、林業の業と相反するわけですから、そういうものは認めないと、こういう方向という条例化していくことが大変必要ではないかと思えます。

お手元の参考資料としまして、日向市の、あるいは串本町では林道管理条例を制定しまして、残土または廃棄物等の運搬の禁止や大型車の通行するときの届け出制、こういうものを定めているわけです。林道の保全のためにも必要でありますし、今、市として早急に検討し、制定すべき課題であると思いますが、当局のお考えをお聞かせいただきたい。

そういうことで、ぜひとも根本的な解決を目指すということが必要ではないか。申請、不許可というこの繰り返し、県への陳情というだけではなく、業者としても、もう10年もたっているわけですから、ここで業ができないと、次善の次の策を業者としても考えてほしい、交渉をすべきでありますし、焼却炉の撤去を含めて、県に要請をしていくという、こういう姿勢が必要ではないかと思えます。

次に、共立湊病院の移転新築問題についてお尋ねをいたします。

6月21日付の伊豆新聞に、新病院の指定管理者は、医療法人2団体から申請が提出され、受理されたことが報道されております。そこで、新病院の指定管理選考委員会が定めました指定管理者選定要領と共立湊病院改革推進委員会との答申があるんですが、これを読みますと、この中に食い違いが出ているのではないかと、こんな思いがありますので、この点について、まずお尋ねをしたいと思います。

まず、第二次救急と地域医療の実現が必要であると、この指摘は妥当かと思うんですが、したがって内科、外科、小児科、整形外科で10人以上の常勤の医師を確保することが強調されまして、結果としまして、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等は後回しというんでしょうか、の感がするわけでありまして。これらのものは緊急性がないと。命にすぐに別状があるということではないので、地域の医療で担ってもらったらどうかと、こういうぐあいの選考委員会の方向づけになっていると。

しかし、共立湊病院の今の病院機能より新病院の機能が落ちる、あるいは科目が少なくなるというようなことは、果たして市民が望んでいることなのか。少なくとも、今、共立湊病院で進められている科目については担っていただく、こういう姿勢が必要ではないかと思いますが、市長は新病院の機能がどのように充実されていくとお考えなのか、またその充実のためにどう働きかける決意なのか、お尋ねをしたいと思います。

新病院の建設と同時に、湊病院跡地の利用についても当然計画されなければならないと思います。伊豆地区医療圏の医療、福祉の充実のため、跡地利用について、市長の所見を伺いたい。ただ単に南伊豆町民の方がこちらに移ってきて、施設がなくなるので、そのためだということだけではなくて、伊豆地区圏域の施設として、当然みんなが納得する利用計画を策定をすべきだと、こういう観点からお尋ねをしたいと思います。

賀茂圏域の医療施設は大変不足していると思います。医師の派遣や看護師の養成、第一次救急や第二次救急への支援、特に静岡県からの支援、また県が果たすべき役割ということを強調していかなければならないと思いますが、市長は静岡県との協力をどのように考え、どのように要請をしていくことなのか、お尋ねをしたいと思います。

大変県からの協力が、第一次、第二次も含めましても、弱くなってきているのではないかと、こんな思いがいたしますので、改めてお尋ねをしたいと思います。

平成19年9月定例会の私の質問に市長は次のように答えております。下田市及び賀茂郡下で臼井医院しかなく、全国的にの医師が大変少なくなっている。賀茂圏域、平成17年の出生児425人のうち、251人が臼井医院で出産しているが、3日に2人の出産を受けていただいて

いる。臼井医院がなくなったら大変なことになる、こういうご答弁をいただきましたが、下田市として、この新病院で産科ができないということが明らかになってきているわけですので、この新病院とは別に、賀茂地区でどう産科医院を確保していくのかという課題が早急の課題となって浮かび上がってきてようかと思えます。そういう点で、ぜひとも医師確保、産科医の確保の方針を持っていただきたい。市としても、大変なプロジェクトをつくって、近隣の市町村に、賀茂圏域、県に呼びかけていく課題ではないかと、このように考えるわけですが、いかがでしょうか。

富士市では、産婦人科医師医療施設整備助成支給制度を設けて、市長もご存じだとは思いますが、富士市内において分娩を取り扱う産科医の施設を開設しようとする医師に対し、その経費の一部を助成するという制度があります。最低5,000万円。富士市中央病院で産科医を2年以上勤務した者につきましては、勤務年数によりまして、7,000万円から1億円の助成をします。富士市としても、何とかお医者さんを確保したい、こういう努力をしているわけでありませう。

下田市だけでこういう制度ができるとは思いませんけれども、方向づけと、賀茂圏域で、県を巻き込んで、お医者さんを確保する仕組みというのは、県内でも努力している市が具体的にありませうから、そういうところとも協力して、ぜひとも取り組んでいただきたいと、このように考えるわけでありませう。

以上で主旨質問を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めませう。

市長。

市長（石井直樹君） 整理をしますと、4つほど大きな項目のご質問があったといふふうに思ひませう。私のほうで答える部分と、また担当課のほうから詳しく答弁をさせたいと思ひませうが、学校再編の中で、1つ、地域の学校の再編の再検討の中に、交流事業とか、あるいは生徒を増やす努力、また若いカップル等が住めるような市営住宅の建設といふようなふるさとづくりに努力しなさいと、こういう今、ご指摘があったわけでありませうが、まず人口を増やすといふことが、今、大変きつい状況だと思ひませう。これは、例えば産業ができ上がる、それからいろいろな働く場所ができるといふことにつきましては、多分できるんではありませうけれども、なかなか今の下田の立地条件からいふと、その辺が難しいといふのが今までの議論の中で十分述べさせていただいたわけでありませう、そうなると、いかに人を増やすんじやなくて、人を減らさない努力をしていくかといふことのほうへウエートを置いたほうが現実的

な取り組みじゃないかなというふうに思っている部分もあります。というのは、若い人たちの流出を防ぐには、やはり雇用の場を確保しなければならない。ですから、こういうことにつきましては、政策的な考え方としてつくっていかなければならないのかなという思いはあります。

今現在、昔から言われたように、定住居住ということじゃなくて、交流居住という言葉が使われていますように、2地域の住む場所をつくるという仕組みが今、取り組みがされているわけでありまして、1年のうち何カ月かはこちらに住んでいただくようなことということを見ると、どうしてもある程度、もう仕事を離れた方、あるいはこちらの来られても生活できるというようなことも若干踏まえた取り組みが必要というようなことを考えたり、あるいは首都圏にもう完璧に住むところは持っていて、何カ月間はこちらでリフレッシュをいただくような仕組みということになると、議員がおっしゃるような生徒数の増につながるということは大変難しい結果になってしまうのかなというふうに思います。

若いカップルに市営住宅の計画の中でというふうなご提案でございますけれども、19年度に策定いたしました下田市の地域住宅計画はもうつくられておりますので、これによって施行していくというふうな計画に沿っていくべきだろうというふうに思いますし、そうなりますと、対象となる世帯数というのは、住宅を建てかえをするときに必要な住宅規模あるいは戸数等、そして今言ったような若い人たちに住んでいただくような形なのかということを考えながら計画は実施していきたい、こんなふうに思います。

最後の大きな課題としての病院関係のご質問が出ましたので、これ、ちょっと私のほうから答弁をさせていただきたいなというふうに思っております。

まず1点目は、共立湊病院の改革推進委員会の答申がありました。これと、先般、新病院の指定管理者の選定委員会が出した考え方と少し内容が違うんじゃないかというご指摘があったわけであります。

特に大きな違いが出ているのは、診療科目の関係が、私自身も指定管理者の選定委員会が一番最初に出したとき等のあれを聞いていますと、たしかに、あれ、診療科目が大分減っているなということを現実を感じたわけでありましてけれども、それは内科、外科と整形外科と小児科ですかね、これに希望が高い産婦人科の設置の方針の有無というのは、指定管理者の考え方というような内容であったというふうに理解をしております。

改革推進委員会が出したものは、内科、外科、それから整形、小児、ここまでは同じなんです、あと眼科と耳鼻科と、これプラス産婦人科という言葉を入れて7科目、それが4科

目に落ちているということにつきましては、指定管理者選定委員会の伊藤先生のお話も聞かせてもらったんですが、やはり産科医を1人置くということについては、例えば内科の先生が何人も必要なんだよというふうな、そういうようなことで、自分が経営されている常陸大宮の済生病院のほうでも、やはり産婦人科は今の状態では置けないというような状況だというふうなことをおっしゃっていました。ですから、一番大事なのは、今回の病院の指定管理者の公募の条件を余りハードルを高くつけ過ぎてしまいますと、公募してくるところがどうなのかなという心配も多分あってのこのあれだと思います。

つまり、産婦人科の問題につきましては、設置の方針は、指定管理者のほうの公募の中で、自分が例えば産婦人科医師の確保とともにできますよという提案、これはもちろん自由でありますから、そういう中で出していくというふうなことでの指定管理者の選定委員会のほうの出した公募要領と、やはり改革推進委員会が出したところとの違いは出てきたのかなというふうには考えております。

ですから、我々は、まだその内容によりまして、どういう公募団体が出てくるかも全くわかりません。ただ、新聞には、2団体が何か公募したというようなことが報道されておりますので、ああ、よかったなということで、これが最終的に今月の28日の中で決定するのかなというふうな解釈をまたしているところであります。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 内容的に何か問題ありますか。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 内容的に問題があれば、よしますけれども、例えば今までのところは、別に……

〔「そういう話を聞いているということであればいいですけども、下田市長が共立湊病院組合を代表して答弁するというのはいかなものか」と呼ぶ者あり〕

市長（石井直樹君） 代表なんかしてませんよ。市長として、下田の市議会の中で答弁を求められているわけですから……

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 1時38分休憩

午後 2時25分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

3番。

3番（伊藤英雄君） 大変議事をとめてご迷惑をおかけしました。

共立湊病院組合議会のほうでは、自治法では、他団体の自治に関する事務の質疑は原則しないようにというふうに明快に書かれており、共立湊病院組合議会のほうからも、各議会に対して、質問は慎重に行うようにという申し入れをしております。そういう経過の中からただいまのような発言をしましたが、それによって議事がストップしたことについては陳謝申し上げます。

議長（増田 清君） 今後、一部事務組合の質問内容につきましては、議会運営委員会でこれにつきまして協議したいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、沢登英信君の一般質問を続けます。

当局の答弁、お願いいたします。

市長。

市長（石井直樹君） どこまで答弁したかちょっとあれなんです、最初の……

議長（増田 清君） 診療科目からです。

市長（石井直樹君） ……だけまででしたよね、たしかね。

そうすると、いわゆる指定管理者の選定委員会と改革推進委員会の答申とも食い違いがということについての答弁の途中だったと思うんですが、ではこれはこれで締めさせていただきまして、あとは、ではご質問の内容について答弁させていただいていいということで、当たり障りない答弁をさせていただきたいと思えます。

新病院の病院機能の充実というのは、どのように図られるかというようなご質問でございました。

これは、今回の指定管理者が決まった段階で、いろいろ受けていただける指定管理者が、内容等について当然提示をして、決定をされるわけでありますけれども、最終的には、この選定委員会の中で、これにふさわしい、その地域の新病院の指定管理者としてふさわしいところを選んでいただくわけでありますが、最終的には、共立湊病院の議会で承認というような形になろうかと思えます。ですから、そういう指定管理者が決まって、このような病院経営をしたいということがはっきり内容がわかれば、当然いろいろな角度でもってですね、その指定管理者が決まった段階で、またいろいろな問題点、お願い等をしていくべきときが当然来るというふうに考えておるところであります。

それから、跡地利用のことも出ましたが、これこそなかなか私が言えないことですので、改革推進委員会の答申の中では、しっかり跡地の問題については触れられておりますので、多分、指定管理を受けるところが提案の中に何らかの形で出してくるのではなかろうかということで、改革推進委員会の答申の中では、無償の診療所を置くことがよいと考えるというふうな答申が出ておりますので、これを踏まえて、そういうような提案もされてくるのではなかろうかということで、これをまた見ながら、決定した中で、後を考えていく問題だというふうに理解をしております。

特に、湊のところには老健施設なんかもあるわけでありますから、そういうものも踏まえて、何らかの形でこれから考えていかなければならない問題点というふうな理解をしております。

賀茂圏域の医療の中で、特に産婦人科の問題とか小児科の問題等、それから救急の問題、第一次救急、第二次救急、こういうことが、今回の病院の中にも、やっぱり救急ということが大変大きく取り上げられております。これは、やはりこの新病院においても、この救急の体制というのはしっかりとっていただけるような経営というものを我々もお願いをしていく必要があるのかなというふうに思っております。

特に、県との協調、協力をどのように考えておるのかということにつきましては、県のほうでは、ドクターヘリの2機配備ということ、これがなくならないように、新しい知事にもお願いしていかなければならない問題点で我々はあるかと思えます。

年間でこの東部の医療圏の中では、500何十回ドクターヘリが飛ぶんですが、その中で、240数回がこの賀茂のほうから飛んでいるという実態を見ますと、やはりドクターヘリの2機の永久的なやはり存続というものは、我々地域とすれば、大きな声として要望をしていかなければならないのかなというふうに思っています。県も大変財政厳しいという状態を迎えておりますので、この計画が変わらないようにお願いはしていきたいというふうに思っています。

もう一点、19年の9月の定例会の中で、沢登議員の質問に答えた臼井医院の問題でございますけれども、この地域に1軒しかないという中で、大変なお願いをしておるんだということでやりましたが、当時と今回、平成20年度でどんなふうな推移になっているのかといいますかと、下田市でこの平成20年度に生まれたお子さんは155人です。このうちの94人が臼井さんにお世話になっている、61人が市外の医療機関で出産をしているというふうな数字を見ますと、約6割がこの下田の臼井さんに世話になっているということを考えますと、できる限りここで、賀茂全域の出産の場所でございますので、下田市の155を受け入れられる要素

はあるんですが、やはり賀茂の方々のものを受けているということで、下田からも、今言ったように155人のうち94人市内、あとは順天堂が12人、それから県外のほうへも16人ということで、不明の数もありますが、いわゆる4割が外へ出てお産をしているという実態でございますので、お産、産婦人科の問題につきましては、まだまだ大きな問題点を抱えておるといふふうに思います。

それから、富士市のほうの産婦人科の助成支給金ですかね、この条例については、昨年スタートしたわけでありましたが、現実にはまだ支給制度が使われているような実績はないわけでありまして、やはりああいう大都市になると、特に富士の中央病院でしたかね、富士市立の中央病院の産婦人科の医師の確保ということをやっぱり心配してやっているわけでありまして、今のところ何とか浜松医大のほうから3名と、現在いる1名ということで、4名で賄っておるけれども、将来、いつ大学病院が引き揚げるといふことになった場合のこわさというのをやっぱり大都市でありますから、考えていて、何とか中央病院で何年か勤務した後、地元で開業していただければ、その方に対してはこういう助成の金額を支給するという制度をつくったというわけでありまして、この地域によりましては、まだそういう問題点につきまして、特に大きくまとまって考えていこうというふうな考え方が出てきておりません。

プロジェクトチームをつくってという提案でございますけれども、果たして産婦人科の先生というものの確保にどれだけ必要かという問題も含めると、現実的には、何とかやり繰りをしているという中での状態でありますので、これからそういう問題が出てきたときには、こういう提案もあったよということはお話をしていきたい、こんなふうに思います。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、一番最初のご質問の稲梓中学校と稲生沢中学校の統合問題についてのお尋ねにつきまして、私からは、議長あての文書の性格、それから学校が再編整備審議会の答申をどのように反省をしているか、それから学校等再編の再検討の必要とはという、この3点について答弁をさせていただきたいと思っております。

なお、残りの質問につきましては、課長が答弁をさせていただきたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

それでは、最初に6月2日付の「稲梓中学校と稲生沢中学校の統合に関する教育委員会の決定について」という表題で議長あてにあてた文書はどのような性格であったのか、こういうご質問でございますけれども、これにつきましては、議長より議会に稲梓中学校の存続を

求める請願書が出されている。教育委員会としての判断が決まったら、その内容を文書で教えていただきたい、このように要請がございました。議員お話しのように、私どもも大事な内容であると、こういう認識をしておりましたので、内容を正しくお伝えする、こういうことで、文書によりまして報告をさせていただいたものでございます。

それから、2番目の学校再編整備審議会の答申をどのように反省をしているかということでございますけれども、欠陥がたくさんあったのではないかと、こういうご指摘でございますけれども、学校再編整備審議会は、答申を出すに当たりまして、広く下田市の保護者あるいは先生方に学校のあり方に関するアンケート調査を行ったり、あるいは現状の課題や問題点の把握、児童・生徒数の推移等を分析をしたりしまして、今後の再編のあり方を答申いただいた、このように理解をしております。

議員のほうからご指摘いただきました内容についても検討をする中、いろいろな課題はあるものの、子供にとっての学習環境を考えると、できるだけ早く統合して改善を図りたいと、このように答申をまとめていただいたもの、このように思っております。

しかしながら、統合につきましては、先送りと、このように判断をせざるを得ない結果となったわけでございます。そうしますと、平成22年4月統合というのは、多少無理があったと、このように言われても仕方がないと言わざるを得ないと、このように思います。

また、進め方についても、私たちは反省点もあったのではないかと、このように思っております。1つには、地域の皆さんや保護者の皆さんに一方的な押しつけとわかってしまったこと。あるいは、財政的な面でも、回答が後手に回って不信感を抱かせるような、そういう状況になってしまった。あるいは、スタート時点でもっと広く住民説明会を開催すべきであった。あるいは、当初から市当局と連携をする中で進めていけばよかったかな、このことも挙げられるかなと、このように思っています。

さらに、加えるならば、私たちはできるだけ子供たちの学びの環境の問題、子供の視点で話を、あるいは議論をしたかったな、このように思っておりますけれども、これもなかなかすることができなかった、これも反省の一つかと思っております。

また、説明会等におきまして、保護者が自由に本音を出せる、そんな雰囲気をつくり出してあげることができなかったなど、こういうことも残念に思っている一つでございます。

それから、3つ目でございますが、学校等再編の再検討の必要性、これにつきましては、学校等の再編の再検討は、生徒数の減少、これについては稲梓中学校に限ったことではなくて、すべての下田市内の小中学校にかかわる、このように思っております。今後の再編とい

うのは、いずれ避けて通れない、このように考えております。

加えまして、今回の議会でも話が出ておりますけれども、施設の耐震化の問題、あるいは財政面での課題等を含めまして、これから先、何年後にどのようにしたい、こういう計画を本当に真剣に、しかも十分実現できるような形での計画を検討していかなければならない、このように思っております。

なお、交流事業につきましては、統合は先送りとなりましたけれども、できるだけ今現在のデメリットを解消するためにも、今まで以上に交流を充実して、継続をしていきたい、このように思っております。

今年度既に、今月ですけれども、1年生が稲梓中学校で、それから2年生が稲生沢中学校で交流を行いました。大変1年生も2年生も仲よく、楽しく、そしてお互いにわかり合える、そういうような交流ができたのではないかと、このように思っております。これからも、授業の交流、あるいは部活動の交流、それから学校行事等、より多くの生徒の交流ができるように進めてまいりたい、このように思っております。

なお、生徒を増やす努力、あるいは議員からご提案いただきましたけれども、ふるさとづくり、これについては、私たちだけ、教育委員会だけの問題ではなくて、やっぱり地域も含め、市全体で、あるいは行政当局も一緒になって考えていくべきことではないかなと、このように思っております。

私のほうからは以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、ほかのご質問につきまして答弁させていただきます。

遠距離通学費の小・中学校の対象者並びに補助額の現状につきましてでございますが、平成20年度決算におきまして、小学校では稲梓と朝日の2校が対象になりまして、両校合わせまして36名に対しまして162万2,280円となっております。中学校におきましては、稲梓、下田東、下田中学校の3校が対象で、149人、金額といたしまして518万8,305円となっております。

もしこれを全額にした場合というようなことでございますので、中学校の場合には、倍にいただければよろしいのかなというふうに思います。

また、通学費の全額支給に改善すべきだというご指摘でございます。これまで遠距離通学費につきましては、長いこと2分の1というような補助で実施されており、これが定着して

きております。今回の提示につきましては、稲梓地区の保護者の場合には、ほかの中学校の場合よりもかなり遠くなる、そういうことによる保護者の過重負担を少しでも軽減しようというような対応策の中から提案させていただいたものでございます。そういうことから、今回、統合が当分の間見合わせるようになったということで、従来どおりの補助で継続していきたいというふうに考えております。

そして、統合準備委員会はどうなるのか、また中間答申の指摘事項にあったもろもろのことについてはどうなるのかということでございますが、統合準備委員会につきましては、諮問事案が当面見送るということになったため、審議を今回は終了いたします。

また、中間答申の中で、新しい学校の教育環境として、例えば体育館の雨漏れとか運動場、プールとか、そういうようなことが挙げられております。体育館の雨漏りですとか運動場につきましては、これは統合のあるなしにかかわることではなく、整備しなければならないことだというふうに考えております。今議会で体育館の雨漏りについては予算をお願いすることにしております。運動場についてなんですが、この拡張ということにつきましては、生徒の増が今後見込めないというようなことから、今は考えておりません。プールにつきましては、統合による夢のある学校づくりとの考え方から、整備したらいい施設だということで挙げさせていただいたものでございます。

次に、教育委員会の運営についてでございますが、教育委員会の開催をどういうふうに知らせているんだ、あるいは結果報告についてということでございます。

今のところ、大変申しわけございません。開催については告示によっています。そして、しかし、教育委員会は、ご承知のとおり、原則公開でやらせていただいておりますもので、どなたも参加することができるというふうに思います。

教育委員会での審議結果につきましては、これも大変申しわけないんですが、今のところ情報公開請求による開示でということで行っております。

そして、教育委員会を20年度の後半から夜間開催することになったわけなんですが、その功罪と職員に長時間労働を強いていないかというようなことでございますが、ご承知のとおり、平成19年に地教行法が改正されまして、教育委員さんの中に保護者を選任しなければならなくなっております。そういうことから、保護者の方といいますと、当然小・中の保護者をできるだけ選ぶようにしているわけなんですが、そういう方々は、社会的に今、中堅の働き手として頑張っている方々でございます。そういうことから、夜間の開催をせざるを得ないというのが実情でございます。

そして、その教育委員会に出席する管理職以下の課長補佐、係長等の事務局職員につきましては、現在は時間外対応しているところでございますが、この委員会開催のための時間外手当を要求しているわけではございませんもんで、今後につきましては、フレックス勤務等の稟議をとりまして、支障のないような運営をしてまいりたいというふうに考えております。

また、統合に反対意見の教育委員がないというふうなことが問題ではないか、教育委員さんの公選を考えるべきというご意見でございますが、教育委員さんの任命につきましては、地教行法の第4条で、長が議会の同意を得て任命すると規定されているのはご承知のとおりでございます。1957年に地教行法ができたということなのですが、それまで教育委員会法という法によって公選制がしかれていたわけなのですが、地教行法になってからは任命制となっております。そういうことから、今のところ公選制につきまして、考えてはおりません。

次に、子育て支援と環境整備についてということでございます。

現在、子育て支援事業につきましては、第3保育所と中公民館において地域子育て支援センターを開設し、支援事業を行っております。しかしながら、少子化が進む中で、より安心して子育てができる環境をとというようなことで、地域全体で支援する取り組みとして、社会福祉協議会、ボランティア団体、そして市の関係部署、こういうところが一体となりまして、下田子育てネットワークを立ち上げており、行政と民間によります子育て支援に対する基盤づくりがスタートしているところでございます。この活動により、多様化する保護者の皆さんのニーズというものが把握できまして、今後、より一層の子育て支援の充実が図られていくことと思っております。

今年度中に子育て支援センターの建設が予定されておりますことから、親子で気軽に通える場の提供ですとか、十分な育児相談業務の充実、また保護者の交流サークル等の育成ができて、本格的な子育て支援体制が整うというふうに期待をしております。

また、就学児童への支援といたしましては、放課後児童クラブ、下田に2つあるわけなのですが、これにつきましても、アンケート等によりまして、保護者のニーズに沿った利用しやすいクラブに努めてまいりたいというふうに考えております。

子育て支援センターの建設につきましては、後ほどまた福祉事務所長さんから答弁があるかと思えます。

そして、教育委員会がの学校教育課にこども育成係が平成19年3月から設置されたわけでございますが、その成果、どのように具体化されているかということでございます。

一本化されたことによりまして、保育と教育の違いですとか、園運営の状況などが把握で

きるようになりまして、課としましては、保育、幼稚園の双方のことが考えるようになっております。

また、同じ係の中で、幼稚園教諭、また保育所保育士の連携が円滑にできるようになったことにより、職場間の人事交流というものを途中中断していたんですが、それを20年度から再開しております。そういうことによって、双方の経験を活かすことで、幼児教育力、保育指導力を高めることができ、今後の幼保再編にも対応できる資質が育成されるようになっていっていると思っております。

今年度につきましては、幼稚園から保育所へ3名、そして保育所から1名というような人事交流を行っております。特に、白浜幼稚園、白浜保育所、そして吉佐美幼稚園と大賀茂保育所では、幼保の連携が積極的に行われておまして、園児、職員の交流が行われています。子供たちは、大勢で遊ぶ楽しさですとか、新しい友達をつくる体験をすることで、幼保の保育の充実ということが図られているというふうに聞いております。

また、老人会などの地域との交流も、幼保一緒になって積極的にやっているというふうに伺っています。

また、施設管理面におきましても、共通管理の効率的な実施もできているというふうに感じております。

それぞれの管轄が、国においては文科省、厚労省とあるわけでございますが、そういう面で、多少やりづらい面はあるんですが、私ども、就学前の子供を直接持つ部署にとりましては、一元的な管理ができる、管理というのはおかしいですが、一元的に把握できる、また小学校手続への事務等、一本化によるメリットが出ているというふうに思っております。

今後の幼保の進捗、再編ということなんですが、今まで理念なしだったんじゃないかかというようなご指摘いただきました。先ほど、田坂議員さんから強い要請をいただいたとおり、責任を持った計画を立てて、再編に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） それでは、子育て支援センターの建設はどうなっているかというご質問ですから、その辺をお答えさせていただきます。

当初、スポーツセンターの左側につくる予定でしたけれども、峠に近くて危険だというご指摘をいただきまして、スポーツセンターの駐車場の山側に建設すべく、今、準備を進めております。建物は木造平屋の大体約30坪です。100平米ちょっとですね。保育室、事務室、

授乳コーナー、読書コーナー、そういうふうなものを建設する予定です。

それで、遊具のご質問もございました。

遊具につきましては、屋外に砂場、それと幼児用のプール、大したものではないです。安いものですがけれども、砂場につきましては、大体1.5メートルぐらいのプラスチック製、その程度のもので。それで、屋内に一応ボールプール、それと滑り台、その程度を予定しております。

建設に当たりましては、設計ですね、先ほども出ました子育て支援ネットワーク、そこと協議を進めております。それで、先日、伊豆の国市に同じような施設が2つございますので、そこにネットワークの方は1名しか来られなかったですがけれども、視察を行っております。それで、明日の土曜日ですがけれども、松崎と、それと西伊豆の施設を視察に行く予定です。ですから、ネットワークの方も参加しますもので、話を協議して、使い勝手のいい、大きなものはできませんから、使い勝手のいい施設にしたいと、こう思っています。

支援センターは週5日間、それで1日5時間、ですから午前中2時間半、午後2時間半ということになります。保育士は2名体制でいく予定です。ですもので、どうしてもボランティア団体の協力がなくてはできないものですから、そちらのほうの協力を得られるような協議をしていきたいと思っています。

特に、月1回ぐらいはイベントを企画していますので、それはボランティア団体の協力がなければ、これはとてもできませんもので、そちらのほうの協力も求めていくつもりです。

施設ができましたら、施設は会場の貸し出しもやっていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 稲生沢中学校の排水路の関係なんですけれども、12月の議会に土屋勝利議員さんのほうからご質問がありまして、そのときの答弁と状況は変わっておりません。河内地区に先に優先すべき住宅地内の排水路の整備がありまして、そちらを去年、今年の2カ年で整備しております。それが終わりました、21年度で住宅地内の排水路で、22年度に中学校の排水路にかかりたいということでもありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 私のほうからは、桧沢林道沿線の産業廃棄物問題についてのご質問に対しての答弁でございます。

1つ目のワイティーマジネスの産業廃棄物処分業許可申請についての中で、6月1日に1

万2,862名の方の署名を届けた中での県の見解についての市としての理解はどのようにしているのかというご質問が1つございました。

ご存じのとおり、昨年の11月、申請が出てから、市とか議会の方々、また地元、いろいろ6回の要望、また意見書、それから署名と、こういうふうな形で進めてきたところでございます。こういう運動を県のほうも重く受けとめて、地元の意見を承知した上で、時間をかけて慎重に今、検討をしているというふうに理解しているところでございます。

それから、いろいろ申請、不許可と繰り返す中で、根本的な解決は、焼却炉の撤去とか、会社や県にそういうことを求めるべきではないかというようなお話でございます。

現在ある業者の施設は、平成11年2月ですか、不許可の直前だったと思いますけれども、改良して、構造基準に合った今、施設になっているということでございまして、県のこの施設に対する設置許可という許可は、今、生きていたというふうなことで聞いておりまして、その施設を市とか地元、なかなか撤去を求めるということは、甚だ難しい、困難な部分があるではなからうかと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 林道の管理条例の制定についてでございます。

林道松沢線につきましては、現状、一般車両の通行は規制しておりません。また、通行車両の重量制限につきましては、11トンとなっております。

林道規程によりますと、第6条において、林道の管理者に通行の安全を図るための管理義務を課しているわけですが、その直接の権限につきましては、主として林道の構造等に関しましてであります。通行の禁止または制限につきましては、道路交通法の適用を受ける林道であるとなっております。そういったことから、禁止または制限を盛り込んだ林道管理条例の制定につきましては、困難であると考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 答弁漏れありますか。

答弁漏れがあったら、ご指摘お願いします。

いいですか。

1番。

1番（沢登英信君） 統合問題の中ではっきりしてきました、大変市民へのサービスが低下している、中学生の遠距離の通学への補助が半額だと、この点は、統合のための案であった

ので、やる気はないんだと、こういう答弁かと思いますが、近隣の町においては、義務教育だということで、差別なんかつけてないわけですね。小学校も中学校の全額補助をしている。必要なお子さんには全額補助していると。600万円程度のものがあれば全額補助できると、数字も明らかにしていますので、これはぜひとも要望したいと。木で鼻をくくったような答弁ではなくて、やはり子供たちの学習環境を整える、親の負担を軽減するという観点からいっても、ぜひ他町村並みに全額補助していただきたい。

また、理由からいっても、同じ義務教育で、小学校は全額、中学校は半額だと、こういうような基準をつくること自身が根拠がないことではないかというぐあいに思いますので、再度検討を願いたいというぐあいに思います。

それから、そういう意味での統合があろうとなかろうと、必要なことの整備は進めていくという観点も一方ではとってくださっているわけですので、そういう点からいっても、無料化というんでしょうか、全額負担をすべきだというぐあいに考えます。

それから、さらに体育館の問題とか排水の問題は、もう1年後だというようなことのようにすけれども、ぜひとも学校施設の問題として、早急にできないのかという点を再度確認をさせていただきたい。

なお、子育て支援の問題は、補助金制度が変わって、保育園でやっております、第3保育園でやっている支援事業が補助対象から外れるということを経由にして、もう一つは、センター方式で敷根にできるということではありますが、保育所のこの子育て支援事業をやめてしまうのかどうなのか。やはり保育所に上がる前のお母さんと零歳から3歳以前ぐらいのお子さんの子育てを支援する場所というのは、やはりお母さん同士の交流を深めるような意味でも、保育所との交流は当然あっていいんじゃないかと、こういうぐあいにと思いますが、今の方針ですと、この子育て支援センターだけだということではないかと思いますが、この点はどうなっているのか。

子育て支援センターの新たな建設に当たりまして、ネットワークの方々のご意見を聞いて進めていると。大変いいことだと思いますが、恐らくネットワークの方々の対象児は、3歳以上じゃないかと思うんです。3歳から5歳ぐらいのお子さんが中心ではないかと思うんです。子育て支援事業そのものとちょっと対象年齢が違うんじゃないかというような気もするわけです。その人たちの要望と食い違いが出てきやしないかというような気もするんですが、そこら辺の判断はどうされているのか。

それから、100平米程度の施設をつくられて、保育園、幼稚園の雨漏りや建てかえもでき

ない中で、新しい施設をつくるということですので、大変期待はされているというぐあいに思うんですが、2人体制だったですか、で切り回していくんだと、こういうことですがけれども、幼稚園はちっちゃくても3人体制ですよ。午前中1時間半、午後から4時間でしたっけか。2時間半ですか。見るのが基準になっているということからいって、やはり何らかのもう少し強化した体制が、3人体制が必要ではないか。あるいは、2.5体制といいますか、ぐらいの体制は必要ではないかと思うわけですが、その点はどうか。

それから、幼保の一元化路線の平成17年4月に方針書が出されているわけですね。この方針にも私自身も大きな疑問を持っておりますが、方針は出されているわけです。下田、稲生沢地区で下田幼稚園、下田保育所、それから第3保育所と稲生沢保育園を1つにするんだと。ここで1つ、第3がなくなるという方針を出しているわけですね。浜崎については、浜崎幼稚園をなくし、白浜幼稚園、白浜保育所、柿崎、須崎保育所。それで吉佐美、大賀茂については、これを1つの園にしてしまうと。稲梓の幼稚園はそのまま残すという計画は既に出ているわけですね、17年度。これらの計画はどうなっているんだという質問を聞いているわけです。

この計画はもうオジャンになってしまっているのか。ない計画になっているのか。ないとしたら、いつなくなしたんだと、こういうことで、現在の計画はどうなっているんだ。この17年の4月の計画が生きているのではないか。それが証拠に、一時期、第3保育所をなくすというような見解が流れてきたおと思うんですが、これはどういうことだったのか。

今、第3保育所をこの計画に基づいてなくすというような方針は私はないほうがいいと思うんですが、いずれにしても、どういう検討がされているのか。検討もなしに、恣意的に時の担当で方向が定まってしまうというようなやり方というのは、なかなか問題を引き起こすことになりはしないかと思しますので、再度お尋ねをしたい。

なお、桧沢林道の沿線の道交法に従うので、そんな条例つくれないんだよと、とんでもない答弁で、具体的に日向市等々のつくっている条例を提示しているんですから、少なくともこの点については、市長さんないし副市長さんの見解をいただきたいと。担当課長の見解ではとんでもない見解で、対応できないと、やる気がないと、法的にできないんだと、こういうような見解を前回もいただきましたけれども、現実に林道の中で規制を、産廃や土砂の運搬はいかんだと。一定の運送する場合についても、禁止だけではなくて、一定のものは申請制あるいは認可制にしてやるというような制度をとっているところは幾らもあるわけですから、姿勢の問題だと思うわけです。それらのものがなぜ検討できないのかと、こういうぐあ

いに思いますので、その点は、恐れ入りますが、副市長のほうに質問を振らせていただきたいと、こういうぐあいに思います。

とりあえず。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 遠距離通学費のことにつきましては、ご要望というようなことで承っておきます。

そして、体育館につきましては、沢登議員、お聞き違いかと思いますが、私、この6月議会に、稲生沢中学校の雨漏りはこの6月議会にお願いするということでお答えさせていただきました。

そして、子育て支援センターが本年度建設される計画だというようなことで、第3保育所での支援センター活動はどうなるのかということですが、これは大変申しわけないんですが、やはりちゃんとしたいいい施設ができるというようなことで、そちらで一元化でお願いしたいというふうに考えております。

そして、子育てネットワークの対象が3歳以上ではないかということなんですが、そういうことではないというふうに私は理解しているんですが、直接の、すみません、私、参加しておりませんもので、その辺、ちょっと確認したいというふうに思います。

そして、17年にまとめられました幼保一元化の答申ということですが、これにつきましては、内部の検討委員会でまとめられたものということで、これを実施しなければならぬ性格のものだったのかどうかという、ちょっと私もこれにつきましては、こういう答申があったということは伺っているんですが、これの扱いについて、どういうふうに結論が出たということについては、大変申しわけございません、引き継いでおりません。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 先ほど、子育てネットワークに協力をお願いして、進めているわけですけれども、対象年齢が違うじゃないかというご指摘がございました。

ネットワークの中に社会福祉協議会の担当者が入っています。それで、社協の担当はひよこサロンというのを毎月1回開いていますね。それが対象が零歳から大体2歳。ですから、その意見が十分反映されていると私は思っております。ですから、もうちょっとその辺で意見は、その辺の意見が大分出ていますので、安心しております。

保育士2人体制、ちょっとこれは私も不安を持っています。ですから、臨時をお願いするのか、また、先ほど言いましたとおり、ボランティアの皆さんがどういう体制で応援してく

れるか、この辺を協議していきたいと思っております。もしできなかつたら、また臨時対応ということになります。そういうことでよろしく申し上げます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 桧沢林道の管理条例を制定すべきという質問に対しまして、現状では大変難しいという答弁、納得いかないということで、私のほうから答弁をさせていただくわけですが、かつてあの林道を使って大変な事態を起こしていたということで、やはり当議会におきましても、何とか規制ができないかということで議論をさせていただきました。

そのときに、やはり既に営業を行っている業者が存在すると。そういう業者を対象に、管理条例等々で規制をかけることは大変に難しいと。これはもう何度か顧問弁護士等にも確認をして、そういう結論が出まして、答弁をしてきた経過がございます。

それにつきまして、現在、先ほど議員も言われたように、県の体制、姿勢の問題等々もありまして、地元の合意、陳情、それから要望、こういうものをしっかりと勘案するよという返事はもらっておりますけれども、しかしながら、現在の事業をやりたいという業者が、取り消しをされてからもう10年もたっている。おそれ条項だけでは非常に難しいというようなことも県の見解で示しているところではございますけれども、そういう状況の中で、現在、あの施設そのものは、許認可を得て、稼働できる状態にはなっているわけございまして、現時点におきましても、あの施設をピンポイントに対象にして規制かけるのは非常に難しいという引き続きの判断をしております。

ただ、現実、あそこへ入っていく林道の構造そのものが、大変もう通れるような状況ではないという判断されるような状態になっておりまして、これらにつきまして、やはり今後、そういう話し合いができるかどうかは、これはわかりませんが、やはり行政としては、そういう部分からの規制を考えていくしかないのかなというふうに考えておりまして、これはもう昨日今日の判断ではないというふうに答弁させていただくんですけども、ただ、沢登議員から他の自治体の林道管理条例が配られておりまして、確かにこれを見ますと、禁止行為等々でしっかりと産業廃棄物や土砂の搬出、搬入は、もういけませんよという禁止の中に入っております。

しかし、これも、申しわけありません、私のほうでその自治体に確認したわけではございませんけれども、今言いましたように、対象にした業者があつての管理条例なのか、それとも、やはりいろいろと心配があるからということで、制定する段階において、そういう禁止

行為の規制をかけたのかということ、これはよくわかりませんが、追って、これは調べてみますけれども、今の判断は、私がる述べさせていただいたとおりの判断であることから、担当課長もそのように答弁をしたということでございます。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 排水路工事の前倒しの再検討をというお話ですけれども、現場を見ていただければよくわかると思うんですけれども、今、優先している排水路とこちらの排水路では、どうしても今行っている住宅地内の排水路をどうしてもやらなければならないという現場がよくわかると思います。

ただ、今後の予算であるとか、そのほかの排水路と比べてどうなのかということを考えれば、それは再検討はさせていただきますけれども、再検討イコール実施というところまでは言えませんので、その辺はご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 桧沢林道の県への要請、県の見解であります。端的に言って、不許可にするということなのか、あるいは許可にするということなのか、その判断をどうされているかということの答弁がないということです。

私は、県が逡巡しているといいますか、いろいろためらっていることからいきますと、このままでは許可になる可能性があるかと、そういう危機感を持つべきではないかと、こういうぐあいに思います。

それで、10年間もあそこで営業できない形になっているわけですから、焼却炉としての施設基準は通っているにしても、営業はやっていないわけです。できないわけですね、営業はしてないというぐあいにみなさなければならぬ、10年間もやってこなかったんですから。そうすれば、今、業をやっている人の規制をするんじゃないんだと。10年後にやろうと、今からやろうとしている人の業の規制をするんだと、こういう判断が当然できるだろう。管理条例ができないわけがない、こういう立場にぜひ立っていただきたい。

それがたとえできないにしても、副市長のほうから答弁がありましたように、11トンもの車が通れるような状態ではないということであれば、当然通行制限ができるはずだと。2トン以上のものは通ってはいかんとか、許可を受けなければ通ってはいかん。そういう事態が生まれぬような措置というのは十分できるわけです。それらのものを検討せずに、できない理由だけ見つけ出して、そういう条例はできないんだと、こういう結論を導き出している

ような気がするわけです。

ぜひとも他市でやっているところも調査していただいて、串本町、町でもやっていますし、市でもやっているところがあるわけですので、ぜひとも下田市としても検討していただきたい。

むしろ当時の弁護士さんの見解が、私はそごといいますが、食い違いがどこかにあったんじゃないかと、こういうぐあいに思いますので、この点は再度お尋ねをしたい。

県は必ず不許可にしてくれると、こういうぐあいに判断をされているのであれば結構ですけども、恐らく必ずしもそういう判断できないだろう。市として何ができるかということをも最大限考えるべきだと、こういうぐあいに思います。

それから、子育て支援センターのことについては、社協のひよこクラブの人たちも入って、十分検討してくださっているということですので、ぜひともこれは職員の体制、人数だけではなくて、そういうことに熱意のある方、数の上からも、ちょっと2人では無理があるのかなというふうな感じがしますので、せめて2.5あるいは3人体制をご検討をくださるようお願いをしたいと思います。

それから、あと教育委員会関連では、ぜひとも、市長が議会に提案して、教育委員を選任するというのは法として定められているわけですので、それを崩すことはできないというのはわかりますが、準公選制といいますが、それなら今の委員さんがどういう形で選ばれたのか。聞くところによると、前委員ですね.....

議長（増田 清君） 3分前です。

1番（沢登英信君） 次の人、あなたやってくださいよというふうな形で送っているというふうな話も聞いていますので、この大事な教育委員の職がそういう形で市長から提案されていっていいのか。そうであれば、その部分のところ、準公選制でやりたいと思っている人たちの公募をして、その人たちの中からふさわしい人を市長が議会に提案するというようなことも含めて検討すべきではないかと、こういうぐあいに考えるわけですが、いかがかお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 桧沢林道の件でございますが、許可になる可能性があるのかないのかということで、当然、沢登議員と同じく、当局側にしても、あれだけの議会の意見書採択とか、市民の皆さんの署名活動とか、また当局も何度にもわたって、計6回だと記憶しておりますけれども、要望活動をしておることからして、先ほど課長も答弁したように、県もやは

りこれだけの活動に対しては大変な思い、地元の今までの不安、十分に理解をしているところでございます。

ただ、一方、大変これ、難しいんですね。といたしますのは、ここで答弁したことが業者側に有利になるようなことはしたくないなという思いもありますから、私の答弁も若干鈍るんですけれども、やはり法治国家として、10年間取り消しをされまして、その後、違反行為ができないというか、してないわけでございます。

ただ、あの施設は、収集、処分というか、営業はできないんですが、自家処分の業務はできるわけございまして、取り消しを受けてから何回かは自家処分の行為といたしますか、行ってきております。そうした中で、先例といたしましては、これ、例がいいか悪いかはともかくとして、法を犯した人が一定の処分を受けて、社会へ出たときに、ではその方たちをどういうふうに迎えるかということに例を挙げますと、既に取り消しを受けまして、先ほども言いましたように10年。この間、違反行為をしていない。我々の期待としては、よそのところで何かそういう違反行為をしている行為はないかというようなこともいろいろ調べたり確認をしたんですが、指摘を受けるようなことはしてないというふうなことで、県としても大変この状況に、判断に、また処分の可否に困惑している状況でございます。

そういうことで、今の段階では、許可するとかしないとかというのがまだ判断は難しいといことだけは報告をさせていただきますけれども、それに絡めて、林道の管理条例による規制というものが、沢登議員はそのように言われましたけれども、我々としては、私が答弁したような見解であります。しかし、もう一度、よく弁護士等を含めまして、研究しろ、相談しろということでございますので、これは早急に、今の状況を見て、相談をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時25分休憩

午後 3時35分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位7番、1、学校統廃合問題について。2、生徒の学習・教育環境について。3、保育料の所得割について。

以上3件について、11番 土屋誠司君。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） それでは、議長への通告どおり質問いたします。

大項目の1つ目、学校統廃合問題について伺います。

教育委員会は、急激な少子化により学習環境の支障を、生徒によりよい学習環境づくりに、学校統合で解決するものでありましたが、6月2日付の教育長から市議会議長あての文書に、「稲梓中学校と稲生沢中学校の統合に関する教育委員会の決定について」の文書の中に、保護者や地域住民の十分な理解が得られない。その中、強引に統合を進めるべきではない。平成22年4月1日の統合は当面見送るとあります。学習環境の支障があるから統合が必要としておきながら、教育委員がなぜ統一した平成22年4月1日の統合は当面見送ることになったことの本当の理由は何かについて伺います。

急激な少子化により学習環境の支障をどのように解決していくのかも伺います。

私が推測するところ、教育委員会は、財政問題ではなく、教育環境の改善を図るためとしてきましたが、急激な学校統廃合計画や手順の違いなどがあります。昨年4月から教育委員会活動について、自己評価、外部評価をし、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検と評価を議会へ報告、公表されるとあるためかと思われます。

まず、これらの問題を数点挙げてみますと、1つ目として、学校再編整備審議会の答申をそのまま尊重として、住民説明会を開かないまま、稲梓中学校、稲生沢中学校の統合の決定を承認してしまったこと。文科省や学校再編整備審議会からも、学校の持つ地域的意義などを考え、十分に地域住民の理解と協力を得て行うこと。また、学校統合の経緯の説明を丁寧に行い、地域住民の理解を図るようとの留意事項を無視し、進めたことがあります。

次に、下田市教育委員会会議規則により、教育委員会会議録に記載しなければならない教育長の報告事項や議事の内容が13カ月間記載がないことは、明らかに教育委員会会議規則に違反していますが、ただ議事録は不備として始末しました。教育委員会会議録について、簡略化へはだれの指示があったのか、簡略化する理由はあったのか、だれがこのような簡略を承認したのか、議会で問われた疑義に関し、「慎重に審議され、承認している。議事録の不備はあったものの、職務は果たしており、非難されることはない」と教育委員会、9月25日の議事録にあります。この反省のない教育委員会のあり方はいかがかとも思います。

各学年が複数のクラスにならないと、専科の教員が10人の配置ができないと説明会では再三話していますが、今年度の下田東中学校では、美術の教員が臨時で、技術家庭が配置がさ

れていません。このようなことなど多くの問題があります。

そこで、質問の1として、すべての教育委員が平成22年4月1日の統合は当面見送るとした本当の理由は何かについて伺います。

質問の2として、統合を断念したことから、急激な少子化により学習環境の支障を懸念している教育委員会は、どのように学習環境の改善を解決していくかについても伺います。

統合準備委員会設置の説明では、「学校再編整備審議会の答申の方向を教育委員会が承認したものを、統合準備委員会にどのような学校をつくっていったらいいか、そのたたき台をつくっていただく」とあります。「9月の市議会で統合準備委員会の議決をすることは、学校統合を認めたことになるのでは」ということへの答弁には、「稲梓中学校と稲生沢中学校の統合のため、検討を進めていく、どういうふうに進めていったらよいかを審議する」であります。

それで、また教育委員会8月29日の議事録には、「学校統合準備委員会の設置が認められるということは、統合を議会が承認したということか」ということへの答弁には、「統合に向けて準備をしてよいということ認めると理解」とあります。

そこで、質問として、教育委員会では、準備委員会を議会が認めることは統合を認めるということであります。一方、市議会においては、統合するにはどう進めるかを検討するということであります。これは同じこととは思いません。これについての説明を求めます。

質問の4番目に、「教育委員会会議録には記載がなかったが、誠実に職務を果たしており、非難されることはない」と教育委員会会議録にあります。記載不備で教育長は陳謝していることと、明らかに教育委員会会議規則に反していても、誠実に職務を果たしていると言えますか。教育委員の反省もないこれらについての当局の考えを伺います。

質問の5として、教育委員会の議事録のあり方について伺います。

教育委員会では、前回の会議録の内容を訂正や意味合いの訂正、削除、加筆などをしたものを全員が確認して承認することは、発言の事実とは異なることになり、これはいかがかと思えます。事務局が記録したものを修正なしで記載すべきと思いますが、教育委員会の考えはどうかを伺います。また、なぜこのように教育委員会にみんなで確認して、訂正などをする必要があるのかについても伺います。

質問の6として、13カ月間だけ議事の内容の記載がないのを教育委員全員が認めて承認していること、これは明らかに故意であると思えます。内容なしとした議事録があると思えます。議事録に内容の記載がなかった平成19年3月から20年3月までの教育委員会会議資料の

すべてを提出していただきたいと思います。そこには恐らく訂正前の議事録があると思われるからです。いかがでしょうか。

質問の7として、教育委員会は、学校統合に理解者が増えてきていると言いつけているため、3月4日に「稲梓中学校の存続とふるさとを考える会」から、稲梓地区住民を対象とした中学校統合にかかわる意向調査を要望されましたが、なぜ調査などをしてこられなかったのかについても伺います。

質問の8として、稲梓中学校の存続を求める請願書が4月20日、教育委員会に提出されましたが、4月27日の教育委員会では議題にもされませんでした。5月25日の教育委員会では審議されましたが、請願の趣旨の決定はどのようになったかについて伺います。

質問の9として、教育事務の管理及び執行の状況の点検と評価はいつ、どのように公表されるのかについて伺います。また、外部評価者はどのような方がされているかについても伺います。

大項目の2項目め、生徒の学習・教育環境について伺います。

教育委員会は、学校統合の説明会で、急激な少子化により学習環境の支障を、生徒にとってよりよい学習環境の環境づくりを学校統合で解決するでありました。今回、統合を見送るに当たり、学習環境の支障を懸念としている教育委員会として、どのように解決していくのかを伺うものです。

質問の1として、今後の学習環境の手立てや改善の予定はどのようになるかについて伺います。

質問の2として、統合が見送られても、先ほどの沢登議員の質問への答弁では、通学バスは統合がなかったからないということでしたけれども、私はこれは出すべきだと思います。これは義務教育でもあり、市内全域が公平に子育てができるような支援として、通学バスの100%は当然やるべきであります。来年度以降も、義務教育であるから、通学バスに補助を出すかどうかを再度伺います。

質問の3として、各学年が複数のクラスでないと全教科の専科教員が配置できないと学校統合の説明会では再三話されてきましたが、今年度の下田東中学校は複数のクラスであります。美術は臨時、技術家庭の専科教員は配置されていない。また、さらに、私は前から言っていますけれども、中学校3年間において、せめて専科教員が3年のうち1年はいらうようにとか、いろいろなことを10年前から要望していますけれども、今年度は、東中学校においては、非常に教員の配置のバランスが悪い。というのは、校長、教頭が保健体育で、正課の

教員が1人、保健体育にいて、さらに保健体育の臨時がいます。このような人事をしている教育委員会は信用できません。教育委員会はどのように審議され、県教委に内申をしたのかについて伺います。

質問の4として、専科が配置できない場合は、2校兼務などの処置をするのが教育委員会の改善の一つだと思います。兼務はどのように検討されたのか、されなかったのかについても伺います。

質問の5として、平成18年の10月に下田市の公共施設の耐震力が公表されて、もう3年になろうとしています。また平成27年までに耐震化しなければならない状態ではありますが、教育施設の改善計画や耐震化の計画の進捗状況はどのようになっているかについても伺います。

大項目の3項目め、保育料の所得割について伺います。

下田市の保育料は二本立てとなっております。1つは、公立保育所と民間保育園で、どちらへ入園しても、保護者の所得割負担金額は同一であります。もう一つの僻地保育所、なぜか下田市は地域保育所と言っておりますが、これは高額所得者も市民税非課税世帯も月額9,800円の均一料金となっております。僻地保育所保育料も所得割保育料として負担をすることが公平と思います。再三これは要望してきましたが、いまだ改善されていません。

静岡県下でも、僻地保育所があるのは、静岡市の山間部の3施設、浜松市に1施設あるだけです。その中においても、静岡市の僻地保育所においては、やはり保育料については所得割となっております。ということは、ほとんど僻地であっても、認可保育所であっても、所得割が原則だと思います。

そこで、質問しますけれども、公平負担の原則から、これらの所得割にすることを早急に見直すべきではありますが、見直しをする気はあるかどうかについて伺います。

質問の2として、僻地保育所保育料の所得割については、どのように検討されてきたのか、今までの所得割ができない理由は不明確でありました。市民が納得ができるような説明をお願いいたします。

質問の3として、地域保育所入所者の保育料を所得割に換算すると、どのくらいの差金が出るかについても伺います。

次に、僻地保育所であるのに、下田市は何で地域保育所という名称としているのかについても説明を求めます。

保育料は、公立、民間の区別なく納められていますが、同じ市民なのに、子供1人当たりの還元が不公平ではないかということです。公立保育所には、1人当たりとして、賄い材料

費として1食285円86銭、民間へは主食補助として15円42銭、僻地保育園には、これは食料費となっていますけれども、これ、恐らくおやつが何かだと思えますけれども、1食当たり49円43銭であります。これらが市費から支出されています。公立、民間の認可保育所とも同じに保育料を納めているから、不公平感と、また僻地保育所の均一保育料などの不公平感があります。そこで質問します。子供1人当たり、下田市費の支出や僻地保育所の均一保育料について、多くの市民が納得できるような説明をお願いいたします。

質問6として、3年前より幼保一元化のために保育所を教育委員会所管にしましたが、いまだ耐震化計画や安全策のないまま保育が行われていると思えますが、耐震力がないと公表しているのに、危険な園舎の状態のまま保育を続けていて、園舎が倒壊するような事故があった場合の責任はどのようになるのかについて伺います。

質問の7として、平成22年度までの耐震化計画、平成27年までの建て替え整備計画はどこまで進んでいるのかについて伺いまして、以上、主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） ここで時間を延長いたします。

当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（野田光男君） それでは、議員さんのほうからたくさんの項目のご質問をいただきましたけれども、私からは、大きく4点についてお答えをしたいと思います。

1点目は、平成22年4月統合は当面見送る、その本当の理由は何かと、こういうご質問だったと思います。

それから、2点目は、今回統合を見送ったわけですがけれども、今後の学習環境の手当て、あるいは改善の方向、これはどうなっているのか、こういうご質問だったかなと思います。

それから、東中学校の教科の担当の配置の件でして、東中は6学級なのに、免許を持っていない先生が担当しているのではないかと。そういう人事をするから、教育委員会は信用されないんだという、こういうお話だったかと思えます。

それから、専科が配置できない場合、2校兼務、こういうことも考えるべきではないかと、こういうご質問でしたので、この4点につきましてお答えをしたいと思います。

まず最初に、平成22年4月統合は当面見送る、その本当の理由はということでございますけれども、私たちは、これまでも何回か説明をしまいいりましたけれども、少子化の進む中、下田市の子供たちの学習環境とそのあり方について、下田市立学校再編整備審議会の2年間にわたる審議の結果出されました答申をいただきました。この中で、飛躍的に成長を遂げる

中学校において、多くの生徒とかかわり、そしてさまざまな考えに触れる、こういうことが非常に大事だと、こういう状況をかながみるにつきまして、稲梓中学校の学習環境、いろいろデメリットがこういう面でも出ているのではないか、こういうことで、何とか改善をしたい、そういうことで、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合の方向を承認をし、統合への理解をいただこうと、こういうことで取り組んでまいりました。

保護者の皆様から要望のあった通学上の安全確保の問題とか、あるいは経済的な負担軽減、これについては、全額補助とか、バス通学とか、あるいは学校用具の支給等の財政的な支援を示させていただきました。しかしながら、保護者は実際に統合するとどうなるのか、こういう不安がなかなか払拭できない中、統合は子供の学習環境をよりよくするには仕方がないとは考えているものの、そのような不安がまだまだあると。こういう状況の中で、平成22年4月の統合には本当に不安を抱いている、こういう状況があると、こういうことでございました。

また、一方で、統合に反対される皆様からは、要望書の提出をいただいたり、あるいは請願書の提出等が行われまして、地域の多くの方々がそれに署名をされておりました。

こういう状況の中で、私たちは、保護者、地域の方々の十分な理解、あるいは同意が得られていないと、このように判断をし、地域の協力がなくては、生徒にとってはもちろんこと、いい学校づくりはできないと、そしてこのような状況の中で、強引に統合をするべきではないと、このように判断をさせていただいたわけでございます。これが見送る本当の理由でございます。

それから、次に、では見送った後、今後の学習環境の手当てはどうしていくのか、この件でございますけれども、子供の学習環境改善の必要性、これは何ら変わっていないと、このように思っております。これまでも、小中一貫教育を取り入れたらどうか、こういうようなご意見もいただきました。これは最近、神奈川県を中心に取り入れられておりますけれども、川崎市、それから横浜市、これが中心でございますけれども、小・中連携によって、中1ギャップが解消され、不登校の対応に大きな成果が出てきていると、こういうことで、今、進められているようでございます。

小・中の教職員がお互いをよく知って、子供たちがスムーズに進学をして、伸び伸びと学校生活ができる、そのためのつながりを大切に、そういう点では、積極的に小・中の交流もあっていいのではないかと、このように私も思います。

しかしながら、東京都の学校では、これは三鷹市の例でございますけれども、中学1校、

小学校2校、児童・生徒1,780人、学級数53の大規模校、こういう中で小中の一貫教育を行っている、こういう例がございます。小学校同士が交流して、そして学習の習熟度別の授業とか、中学校の授業に小学校の先生が行ったりと、あるいは児童会と生徒会が一緒になって行事をつくっていくと、こういうこともありますけれども、しかし、こういう例も、小規模校の連携という中での小中一貫ではないと、このように認識をしております。

私たちは、稲梓中学校、稲生沢中学校の現状を見ますと、やっぱり単学級、しかも本当に人数が減ってきた中で、この状況は何とかしてあげたいと、こういう思いで今まで取り組んでまいりました。そして、私たちはやはりたくさんの友達と学べる環境、こういうものをつくってあげたいと、このように思っているところでございます。

これから稲梓、稲生沢両校におきましても、一層合同授業とか、あるいは部活の交流、それから行事、こういうものをたくさん交流の場として設定をする中で、子供同士のかかわりを十分持てるようにこれから計画をし、お願いをしていきたい、このように思っています。

それから、下田東中学校の学級数、6学級なのに専科の教員がいないと。しかも、体育の先生ばかりじゃないかと、こういうようなお話でございましたけれども、こういう教育委員会は信用されないんだと大変厳しいお言葉をいただきました。

このことにつきましては、ご承知だと思いますけれども、教職員の定数につきましては、義務教育の標準法という法律がございまして、学級数によって教師の数が決められていることはご承知だと思います。

稲梓中学校は3学級ですので、7人の教諭が配置をされます。技術と家庭科がありますので、本来は10教科の教員が必要となります。したがって、7人の配当ですので、どのように工夫しても専門教科の教師が全部そろわない、これは明らかではないかと思えます。これを何とか改善をしようと、まずは私たちは授業時数の多い、一般に言われております5教科の先生方を配置するように努めております。どうしても配置できない教科につきましては、免許外を解消するための講師を入れる、このようにして、少しでも環境をよくしよう、このような配慮をしているところでございます。今年度も、免許外解消の加配として、稲梓中学校には音楽の非常勤講師を配置をしました。

議員から、そういう中で、東中は全部そろっていないじゃないか、こういうことでございますけれども、確かに東中はどの学年も本年度、何とか2学級が確保できると、こういう状況でございました。全教科の専門の教員の配置はできませんでした。しかし、英語と数学が複数教員となったために、TTの授業とか、あるいは習熟度別の授業ができて、実際には充

実をしていると、このように言えるのではないかと、このように思っております。

ただ、全学年2学級以上になれば、必ずすべての教科で専科教員の配置ができるとは言えません。配置は可能となります。国語や数学、英語などは、学年で年間で140時間、1週間で4時間の授業があります。一方、美術とか音楽、技術家庭などは大変授業時数が少なく、週わずか1時間、こういう状況でございます。そういう中で、学級数が少なければ、その教師は担当する時数、教科の時数が少なくなりますので、どうしても他の教科を持たなければならないと、こういう状況が生まれてくると、こういうことでございます。

特に、賀茂地区全体を見ても、美術の免許を持って、今、中学でお仕事されている先生はわずか3人しかいません。また、家庭科に至っては、さらに少なく、2人しかいないという、こういう状況でございます。しかし、両教科とも、そのうちの2人が下田市内に配置をされていると、こういう状況でございます。ぜひ私たちも努力をしていると、この状況をご理解いただければありがたいと、こういうことでございます。

このことをどのように教育委員会では審議したのかというようなお話もあったかと思えますけれども、今お話をさせていただいた状況の中で、できるだけの配置を検討した結果であるとご理解をいただきたい、このように思っております。

それから、専科が配置できない場合は、2校兼務をするのが教育環境の改善ではないか、このようなご指摘ございました。

これにつきましては、以前、私たちもそれは大変いい方法だと、このように思って、お願いをしてきた、こういうこともございます。しかしながら、今では専科教員の2校兼務は1校もございません。

なくなった理由でございますけれども、これは実際行ってみますと、いろいろ問題が出てきたのではないかと、私もそのように認識をしていますけれども、まずは2校掛け持ちの場合、学級担任や、あるいは校務文書も、あるいは放課後の指導、あるいは部活の担当、こういうものも、学級担任はできないだけでなく、中途半端な状況が生まれてくると。これについては、生徒の側から見ると、先生にちょっと質問してみたいとか、今日は先生がいるかな、いてほしいなというときにほかの学校に行っている、こういう状況が1つございます。

それから、教師自身も、悪い言葉で言うと、自分の居場所がないというような状況で、何か中途半端な状況が生まれてきたと。こういう状況で、本当に子供にとっても、学校にとっても、あるいは教師本人にとっても、本当にいい対応かどうか、こういうことが問題になってまいりました。

今現在、2校兼務が行われている学校は、県の東部地区では、本当に同じ敷地内に小学校、中学校がある、そういう状況の中で、熱海の泉小、中学校、それから初島小、中、この2校、実際には4校でしょうか、という状況でございます。そういう意味では、私は現実的には免許外解消のための非常勤講師、この配置のほうが、より有効な方法ではないか、ように思っております。

今の状況でいきますと、全教科の専科教員の配置は定数上は大変難しいと、こういう状況にあることをご理解いただきたいと思います。

ただ、先ほどもちょっと申しましたが、稲梓中学校と稲生沢中学校の学級数のことを考えますと、配置は全教科の教員の配置をすることは不可能ではない、可能であると、こういう状況でご理解をいただきたいと思います、このように思っております。

それでは、残りの質問につきましては、課長のほうから答弁のほうをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、それ以外のご質問に対しまして、私から回答をさせていただきますと思います。

まず、統合準備委員会の内容について、教育委員会の中で、「準備委員会を議会が認めることは、統合を認めることである」という記載がある。そして、一方、市議会の中では、「統合準備委員会については、統合するにはどう進めるかと検討する」というふうに答弁している。これは同じこととは思えないということなんですが、この内容につきまして、統合準備委員会というものにつきましては、両校の統合をするに当たって、どういうことを、どんな学校をつくったらいいのかとか、どういうふうな進め方をしたらいいのかということをご審議していただく委員会だということをご答弁させていただきます。

委員会の中での記載は、今、8月29日の会議録なんですが、委員長が「附属機関設置条例で、下田市立学校統合準備委員会の設置が認められるということは、統合を議会が承認することか」という質問をされましたので、私は「統合に向けての準備を進めていくための学校統合準備委員会を承認していただくということですので、統合に向けて準備をしていってよいということをご認めていただいたと理解している」というふうに答えているわけですので、このことについては、何ら矛盾はないというふうに考えます。

次の議事録の関係でございますが、これは教育委員さんが非難されることはないというご

発言のことかと思えます。これにつきましては、教育委員さん方は、委員会の中では本当に親身になって教育のことの議論をしていただいております。しかしながら、私ども事務局の議事録、会議録の記載の仕方について、勘違いしていたというふうなことで、非常な簡素な議事録になってしまった。しかし、会議の内容としては、真摯に審議しているんだ。そういうことから、こういう非難をされることではないというようなご発言の記載であるというふうに、ちょっと今、9月25日のものを手にしておりませんもので、わからないんですが、そういうことでのご発言かと思えます。

これにつきましては、当時から、当時の教育長が議事録の不備につきましては謝罪させていただきました。陳謝させていただいておりますし、教育委員会も、今後の議事録については、しっかりと記載をしていくというような反省をして、答弁させていただいております。その辺、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議事録のあり方について、次の教育委員会るときに前回の会議録を訂正ですとか削除、加除ということ全員を確認していることはおかしいんじゃないかということなんですが、これは、この議会の会議録と違わせて、テープをそのまま起こして、それを残しているものではございません。先ほど申しましたように、教育委員会の会議録については、大要を記すということになっております。これは、書記がその大要、内容をまとめて書いているものでございますもので、その内容について、間違いがないかどうかを確認させていただいているということで、その確認をすることによって、正確な会議録ができるというふうに思っておりますので、その辺のご理解もいただきたいというふうに思います。

そして、次の13カ月間、これは平成19年の3月から20年の3月までのものが非常に簡素化されていて、故意ではないかというようなことではございますが、これにつきましては、私、よく覚えているんですが、20年の4月に土屋誠司議員からおかしいんじゃないのかというようなことを聞かれたのを覚えております。確かに私もこの19年度1年間、出席して、会議録を見ていたわけなんです、確かに簡単過ぎるなということは思っておりましたので、次からはしっかりやっていきますというようなことでお話しした記憶がございます。

その中で、これについては、全く故意ということではなくて、先ほども申しましたように、19年から行った職員が、19年3月の議事録を見まして、この程度の議事録でいいのかなというような解釈をして、同じような会議録をつくってきたというようなことでございますので、大変申しわけなく思っておりますが、その辺の13カ月分につきましては、できるだけ当時の職員、そして我々の記憶をたどって、再度会議録を起こしたというようなことで、これにつ

いては議会に報告させていただいておりますところですので、それをご了承いただきたいというふうに思います。

次の稲梓中学校の存続を求める請願についての取り扱いでございます。

これにつきましては、5月25日の教育委員会の会議録にしっかりと記載もしてございます。内容的には、その同じ教育委員会の中で、統合の見送りを決定いたしました。その後、請願書の取り扱いについて協議したわけでございますが、そういうことでございますので、存続の意味合いについて、これはしっかり提出者から伺わなければならないなというような話も出てまいりました。しかし、これは、先ほど教育長からお話ございましたように、いつかはやはり少人数化による統合とか、そういうものは避けられないだろうと。そういうこともあるわけですので、そういう未来永劫に存続をさせるものではないというような結論でまとめております。それを代表者の方にお知らせするというようなことで、もう既に文書はできているんですが、決裁をとることになっております。

そして、教育事務の管理及び執行の状況についてでございますが、これにつきましては、地教行法の改正の中で、教育行政の市民への説明責任を果たすことを目標に実施されることになっております。現在、平成20年度の我々下田市教育委員会の執行状況について、自己点検、評価に向けて、市民にわかりやすいものにするための自己点検評価シート、その点検項目等の検討をして、今、準備を進めているところでございます。

報告、公表の時期につきましては、今年度の9月議会あるいは12月議会に報告書を提出いたしまして、公表につきましては定めはないんですが、やはり市民の方に知っていただかなければ意味はございませんので、ホームページ掲載ですとか広報への掲載による方法を考えております。

また、外部評価につきましては、教育に関して公正な意見を期待できる人ということもございまして、今、準備をしている段階では、藤原文雄静岡大学教育学部の准教授、この方は富士市の委員さんも務めているわけでございますが、その方とお話をさせていただいております。ほかには、下田市の区長連絡協議会の会長、あるいは下田市PTA連絡協議会長という方々に委員さんになっていただこうかと考えております。

そして、大きな2項目め、生徒の学習・教育環境についての遠距離通学費の100%補助につきましては、先ほど沢登議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、これにつきましては、稲梓地区については、本当に通学距離が非常に長い、遠くなるというふうなこと、そしてまた保護者の負担が大きくなるというようなことから、保護者の過重負担を避ける意

味での提案をさせていただいた、そういうところでございますが、とりあえず見送ることになったというふうなことで、従来どおりの補助でいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、施設の耐震化の関係でございます。

確かに平成18年にその施設についての公表が行われました。その後、いろいろ検討してないことはないんですが、やはり数多くの施設がございまして、また、その中の多くが耐震性が弱い、あるいは耐震性がないに等しいような建物というふうなことで、本当に早急にこれは改善計画、耐震化計画、そして再編計画も含めて検討していかなければならないというふうに思っております。

先ほど田坂議員さんから強い要請いただいておりますもので、真摯に計画策定について、今年度中に方向性をまとめ上げて、22年度中の耐震化計画まとめまでに持っていきたいというふうに考えております。

そして、保育料の所得割についてでございます。

地域保育所の保育料を所得割にして、公平負担にすべきであるというようなご質問、そして所得割にできない理由はとのご質問につきまして、誠司議員も先ほど申されましたように、僻地保育所につきましては、下田以外に静岡市に3園、浜松に1園ございます。おっしゃるとおり、静岡市については、所得割と固定資産割を合わせた保育料の算定方式をとっております。しかしながら、この保育料というものは、最低1,000円から最高7,000円までの額だそうです。所得割でそのような額になるようになっているそうです。浜松市は定額の3,000円というようなことだそうです。ということから、所得割にできない理由はございません。

なぜ所得割にしないかというようなことでございますが、これにつきましては、前々からお答えしておりますように、僻地保育所には給食がございません。そういうことから、例えば平成20年度の公立保育所の平均月額、これは育料の平均月額ですが、1万7,271円となっております。そして賄い材料費、これは給食の材料費ですね。これについて、25日分、1日255円で6,375円というふうになっております。地域保育所の保育料9,800円に賄い材料費6,375円を加えますと、1万6,175円。公立保育所の平均の差額とは1,096円マイナスということになるわけでございます。しかしながら、これを考慮しますと、一見所得割の金額との差、所得割といたしますと、多い人ですと5万円とか、3万円とか、2万円とか、そういうふうに思われるんですが、平均は1万7,000円なんですね。そういうことから申しますと、賄い材料費を引いたときに、そんなに大きな、1,096円の差ということで、調理員さんの賃金

ですとか光熱水費等、給食に関する経費を除いたことを考慮した場合には、妥当な額ではないのかというふうに考えております。

そして、また9,800円と安いので、そういうところに多くの人が行っているんじゃないかというような思いもあろうかと思えます。現在、大賀茂保育所ですとか柿崎保育所にこの地域外から入所している園児について調べてみましたが、ほとんどが地元の子で、例えば大賀茂については8人ほど大賀茂、朝日以外がいるんですが、でも、おじいちゃん、おばあちゃん方が大賀茂に住んでいるから、その人たちに送迎をお願いするですとか、あるいは南伊豆に勤務地があるので、途中で都合がいいというような子がおります。柿崎についても、同じような形態となっております。ですので、全く地域に関係ない人が、例えば下田に住んでいるんだけれども、9,800円で安いから行きたいんだよというような、そういう子は入所決定はしていないというようなことをご理解いただきたいというふうに思います。

次に、それならば、所得割にした場合と9,800円とでどのくらいの差が出てくるのかということですが、地域保育所に今、入所されている方々については、定額の保育料というふうなことで、収入あるいは所得を証する書面の提出は求めています。そういうことから、所得割だったら幾らになるのかというような算定ができません。これを調べるということも、やっぱり個人情報というようなことで、同じ役所の中でもそれはできないというようなことで、大変申しわけございませんが、そういう比較の資料がございません。

そして、僻地保育所なのに地域保育所と言っているのはなぜかということでございます。

確かに僻地保育所というものが法の上での名称ではございますが、地域保育所というのは予算書上の中で使っていたりいたしております。いつからどういう経過で地域保育所という呼び方になったのか、あるいは記載するようになったのかというのは、申しわけございません、ちょっと調べが付きませんでした。推測するに、僻地というような語感を避けて、地域保育所と言っているのかなというような気もいたします。

そして、次に公立保育所あるいは民間保育所は同じ所得割の保育料を払っているのに、公立に対しては賄い材料費が1,700万円、民間保育所には主食補助で75万円しか行っていないと。同じ所得割で保育料を負担しているのに、不公平だということでございます。

これにつきましては、民間保育所の保育料は、市の収入、そしてそれが特別財源というようなことで、そのまま民間保育所の運営経費に当てられております。民間保育所に対しましては、このほかにも国・県から、あるいは市から民間保育所費というようなことで民間保育所に支払われております。国の負担金の中に給食に要する材料費、光熱水費、炊具、食器費

というようなものが含まれておりまして、予算書の上では、給食に対する食材費等は民間保育所に載ってきておりませんが、民間保育所運営費の中に含まれているというようなことで、公立保育所に対するのと同じように食材費が手当てされているということでご理解いただきたいというふうに思います。

そして、耐震化の問題でございます。

これにつきましては、先ほど来話題になっておりますが、本当に耐震性の弱い、あるいはない施設に多くの幼児が登園しているということにつきまして、我々も本当につらい思いをしております。そういうことで、教育委員会の中でも、特に建て替え、あるいは耐震化を最優先でやらなければならない施設というようなことを思っております。

しかしながら、現在の財政事情、あるいは現状の建物、そういうものを考えたときに、やはりすべての施設を耐震化、あるいは建て替え化していくというのは非常に困難だというふうに思っております。そういうことから、再編、そして耐震化、財政、そういうものを総合的に勘案して、どこにどのような施設をつくっていくのかということ念頭に置いて、再編に真摯に取り組みたいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 答弁漏れ、指摘してください。

いいですか。

再質問をお願いします。

11番（土屋誠司君） 答弁漏れがあるんだけど、稲梓中学校の存続とふるさとを考える会から……

議長（増田 清君） 答弁漏れですか。

11番（土屋誠司君） ええ。

議長（増田 清君） はい。

11番（土屋誠司君） 中学校に意向調査を要望したけれどもなぜしてこなかったというのは答えてないですね。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。意向調査をなぜしてこなかったのかというようなことでございます。

ちょうどこの時期は、3月4日の時期は、地域の方々に理解を求める段階というようなこ

とで、また3月中に中間答申が出るというようなことで、それを持って改めてまた地域にまたご説明に伺いますというようなことをお話ししているときでございました。そういうことから、民意というものを問うというのは、なかなか難しいということについては、昨日も議会の中でも議論されたわけでございます。やはり意向調査というものは、あくまでも参考にするものというふうに考えておりますので、実施したから、それによって反対だ、賛成だというものを白黒をつけるようなものではないというようなことから、やっております。

また、明確にするために住民投票等を行うべきだったのかというような疑問も持ってないことはありません。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 学習環境の改善ですけれども、統合をやめたんだから、即いろいろなことをやるべきだと思うんですね。支障が出たから統合しなければならないと言いながら、それはなぜできないんでしょうね。

というのは、教育委員会を傍聴したんですけれども、いろいろなことがあっても、今回はただ皆さんがやめるというような、統合をやめるという、ああいう教育委員会はちょっといかがかなと思ったんです。やめるんだったら、支障があったんだから、その改善策が何か出て来るのかなと思ったら、何も出てこない。その辺についてはどうなんですか。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） まず、教育委員の皆さんが先送りを了解したということについて、今、ちょっとご指摘があったかなと思うんですが、皆さんが今の状況を同じように判断をしていただいたと、このように理解をしていただければありがたいなと思います。

それから、先ほども意向調査の件がちょっとございましたが、私たちも、今申しましたように、本当に同意を得られているかどうか、そういう判断は、これまでいただいた保護者からのアンケートあるいは要望書、あるいは請願書、こういうものを判断する中で、先送りという判断をしたわけございまして、意向調査をするまでもなく、状況判断材料を得ることができたと、このようにご理解をいただければありがたいと思います。

それから、今後の学習環境の手当てとか改善の件でございますが、これ、先ほど沢登議員さんのときにもお答えをさせていただきました。私たちは、できるだけたくさんの子供同士のかかわりの中で、子供たちのデメリットを解消していきたいと、こういうことでお話をさせていただきました。

今回も、まずはすぐにもう交流を進めていきたいと、こういうことでお願いをしまして、先ほど言いましたように、1年生、2年生ともに、もう今月、まず交流をさせていただきました。そのほか、両方の学校の学校長にも、今後、交流を、単なる両校の生徒が集まって合唱する、あるいは給食をする、そして休み時間にゲームをするとか、運動をするとか、それだけではなくて、授業を通して交流をする、あるいは部活動の交流、それから学校行事等も、これを交流の場にしていっていただきたいと、こういうことでお願いもしてございます。これも、まだ先送りがきまってまだ間がありませんので、これからさらに具体的な計画、予定を立てていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 今、教育長のあれですけれども、この前たしか聞いたときには、請願書等があったから先送りしたんじゃないと言っていましたよね。今はそういうお答えなんですけれども、それはちょっとおかしいと思うんです。

そして、やめて、具体的にどうしたらいいかというか、交流をしていくということですが、稲生沢と稲梓というんじゃないで、やっぱり交流というのは市内全部がやって、ここだけが将来統合するんじゃないで、全体がどうなるかわからない。そういうことはぜひやっていただきたいと思います。

ただ、学校意向調査とか言ったのは、教育委員会はずっと理解者が増えてきたということで、だったら自分たちがどうだということを判断するためにやるんですけれども、たしかこの前、整備審議会だったかどっかで聞いたとき、こういうものが出てきたから判断したんじゃないというようなことを言ったかと思ったのです。その辺でお聞きしました。

それから、次に、先ほど議事録がなかったけれども、誠実に職務を果たしておるって、非難されることはないって、これ、課長自身が言っているんですよ、これ。こう言われているんですよ。見てくださいよ。これはとんでもないことだと思うんですよ、課長がこんなことを言ってね。

それで、会議規則があるんです。それに反しているでしょう。それで、なぜこれは非難されることじゃないって、そんなことを言うんですか。なかったら、ここに議事録がありますから。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、先に請願書が出されたから延期をしたんじゃないという

ようなことをずっと言ってきたのではないかというお話でございますけれども、先ほどは、本当の理由はというところでお話をしたと思いますけれども、請願書も提出を行われました。それから、要望書も私たち受け取りました。それから、保護者のアンケートの結果もいただきました。お知らせをいただきました。そういう中で、このようなものを総合的に判断をしてということでございますので、請願書が出されたからやめたんだと、そういうことではないと、このように理解をしております。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 申しわけございません。先ほど申しましたように、ちょっと今、9月25日の教育委員会の会議録、手元に持っておりませんので、私の発言ということで書いてあるわけでしょうか。ちょっと前後を読んでみないと、真偽はわかりません。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 4時39分休憩

午後 4時47分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 貴重なお時間をとらせまして、非常に恐縮しております。

ここの「非難されることはない」という記載につきまして、これは議事録の記載につきましては、我々事務局が非難されるべきことであって、教育委員の皆さんが非難されることではない、そういう意味で申したことでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 課長が言った意味は了解しますけれども、ですけれども、教育委員会は明らかにこれは会議規則に違反しているわけですね、書いてないということ。

それと、ほかのところと違って、皆さんが訂正も何も、それを全員が認めているんですよ、この内容。会議録がなかったということをね。ですから、自分は言ったんですよ。だから、こんなことを書いてとんでもないと。

その上で、全員が承認しているということは、ここ何回か、3回ぐらい教育委員会に傍聴に行ったんですけれども、全部前回のやつを配付して、資料としてやって、それを全部チェ

ックしていますよね。こういう言い回しじゃないとか何とか、そういうことで。確かにこれ、資料を見ると、資料等の議事録は文章違って 있습니다よね。大体中身は合っていますけれども、長くなったり短くなったり。そういうことで、全員がこれを13カ月やってきたんですよ。何も無いということはありません。

ですから、自分はこの中で、この1年間の会議資料を出してくれ。それには恐らく書いてあると思うんですよ、何かやったのを。何もやらないで、これを13カ月、19年3月の議事録を見て、こんな方法でいいなんて、そんなのとんでもないですよ。ずっとみんなが継続しているんですから、何も無いと言うけれども、この辺についてはどうなんですかね。ぜひこの資料を出してください。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） これにつきましては、先ほども答えさせていただきましたけれども、私、19年から教育委員会に参りました。教育委員会にも出席しておりました。その中で、本当にこんなに簡単でいいのかなというような会議録が提出されております。それはなぜかといいますと、学校教育課長がその内容に沿って細かく報告していたわけでございます。それは会議録に書いてないことなんです、こういう話がありました、こういう意見交換がありました、こういう議論がありました、そういうような形で当時の課長が報告しておりまして、内容はこのとおりでしたというようなことで、この形での会議録を承諾、承認したということでございます。ですので、議員がおっしゃられたような、今やっているようなものになる原稿というものはございません。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） ないというものは出せと言ってもしょうがないですけども、要するに明らかに会議録の規則には違反していることは認めてくださいよ。どうですか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） すみません。そのご質問に対しましては、昨年中の議会の中でも同じ質問されておりました……

〔発言する者あり〕

学校教育課長（名高義彦君） ですので、大要のとらえ方が違うというようなことでご理解いただいたというふうに理解しております。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 4時51分休憩

午後 5時 2分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 貴重な時間を再びおとりいただきまして、大変申しわけございません。

この問題につきましては、昨年の9月の議会で同じく土屋誠司議員からご質問いただき、やはりこのように休憩をいただきました。その中で、記載の足りない部分について、附帯資料という形で起こす、それを提出させていただくということでご了解いただいたというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 先ほどありましたけれども、市長に伺いますけれども、統合を見送られても、通学バスの100%補助というのは、これは義務教育であるから、ぜひこれは出すように検討してくださいよ。子育て支援というところはそういうところだと思うんですよ。

今から子育てするにはお金がかかるし、それで一応出すと言って、統合がなくなったからなくなったじゃなくて、ぜひ出すように検討してください。どうでしょうか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 質問ですか。

11番（土屋誠司君） どうでしょうか。

議長（増田 清君） 質問ですね。

11番（土屋誠司君） 市長、どうですか。

議長（増田 清君） 質問ですので、市長、お願いします。

市長。

市長（石井直樹君） 今、誠司議員からそういう要望的なものが出たんですが、これも大きな政策課題になってきますので、今ここでお約束はできませんが、そうだそうだという声が何か大変多かったような気がしましたので、議員さんの意向というようなことで承りたい、こんなふうに思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） では、よろしくお願いします。

あと、教員の配置が、教育長、いろいろな理由を言っていましたけれども、これは教育委員会がいろいろなことを決めて、県へ上げるわけですね。こんなバランスが悪いのとかそういうのは、下田市教育委員会がどうやってやってきたかということです。

そのときには傍聴に行かなかったから、わからなかったんですけども、聞くところによると、現状は、教育委員会というより、教育長と事務局がやっているんじゃないですか、これは。

これも県の教育委員会に聞きましたけれども、どういう内申ありましたかと言ったら、県は破棄しましたと言うんですよ、内申を。だからわからん。だから、こっちからどういうものを出して、こういう要望しているのかということをお聞きします。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） この人事につきましては、今、議員さんもご了解しているとおり、私たち、内申をさせていただいて、最終的に県教委が承認をすると、こういう手続なっております。

案はもちろんつくるわけですが、これについては、具体的にどこの学校でどういう形でということよりは、方針を示す中で、こういう案がということで、具体的にこれはまだ内申をして、承認をいただく前の段階のものでありますので、もちろんこれは状況、方針、そしてこういうことで案をつくりましたという、そういうことを報告をさせていただく中で、承認を教育委員会で行っていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 教育長ね、教育長じゃなくて教育委員会が要望するというふうになっていますよね、法律によると。ですけども、実際は、だからどのように教育委員会でやられているかということですよ。

それは、前に聞いたところ、ほとんど教育委員会はもうできたものを承認しているというように聞いたんですけども、だからその辺を、今まではそうかもしれないけれども、ぜひ来年度から、ぜひ各学校の校長の要望を十分に聞いて、教育委員会は十分審議して、上に上げてほしいと思います。

それから、保育料の所得割、これについては、ぜひ行革の上でもぜひやるべきだと思うん

ですよ。公平負担。先ほどの義務教育のバス通学費補助100%と同じで、公平にみんな、本当は自分は保育料なんていうのはうんと安くして、一律でいいと思うんです。だけれども、一方では4万円も5万円も出している人と9,800円で、これも実際担当になった人から聞いたことですが、公立と認可と両方出して、申請を。両方通ったら、僻地のほうで行くって、そういう事例もあったということを知っているんですよ。ですから、そういうことじゃいかんと思うので、ぜひ、これはここだけをやるというよりは、自分としては、幼稚園、保育園、学校の統廃合計画、田坂さんも言いましたけれども、全体を、この少子化の150人、各学年のそれを見た上で、全体を、学校がどこにあるべきかを教育委員会がまず出してくださいよ。それで、それがいいか悪いかをいかないと、全然進んでいかないんですよ。ほかのいろいろな施設も、学校教育のところは施設が多いですよ。

例えば、消防の詰め所とか、いろいろなものの統廃合が絡んでくると思うんですけども、大もとの学校教育課の部分が進んでないから、これはもう3年前から当然やるべきですけども、課が統一してから、幼保の一元化というか、その辺も何もやられてないですよ。

ですから、この辺を早急にもう来年まで、22年までにつくることになっているんですね、耐震化計画。耐震化じゃなくて、統廃合の計画を先につくって、それ、いい悪いはいろいろあると思うけれども、全体を見て、それが出てこなかったらしょうがないですよ。

例えば、自分としては、もう中学校は2つでいいと思うんですよ。教育委員会の再編審議会は、最終的には1校となっていますよね。単クラスになったら統合だから。もう10年後ぐらいはそうなるから、1校になりますよね。そうじゃなくて、この広い面積を考えたら、2校ぐらいとか、そういうものを考えて……

議長（増田 清君） 私語は慎んでください。

11番（土屋誠司君） どうでしょうか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 今、議員おっしゃられるように、本当に保育園、幼稚園、小・中学校、この再編については、いろいろな面から、少子化も含めて検討していかなければならないことと思っています。そういうことから、本当に今ある学校を真っさらにして考えるというのなかなか難しいことかと思しますので、やはり中学校を何校体制、小学校を何校体制、幼稚園、保育所についてもそういう考えで、それをどこに配置していくのか、そういうことからやはり検討しなければならないというふうに考えております。非常に難しい作業になるかと思いますが、何とか方向性を出したいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 再編、それをぜひやってほしいんですけども、22年に耐震計画をつくるとなっていますけれども、22年じゃなくて、もう明日からでも教育委員会としてどうしたらいいかを始めてほしいと思うんですよ。そうじゃないと、市内いろいろなものが全部そこでうまくいかないというか、教育委員会として、財源はちょっと別として、教育委員会としてはどうあるべきかをぜひ早急に出してほしいと要望して、終わります。

議長（増田 清君） これをもって、11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これを持って散会いたします。

なお、27、28日は休会とし、29日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 5時10分散会